

特 別 支 援 学 校

教 育 課 程 編 成 資 料

カ リ キ ュ ラ ム ・ な び ！

令 和 2 年 3 月

宮 崎 県 教 育 委 員 会
特 別 支 援 教 育 課

はじめに

近年、特別支援教育を取り巻く状況は大きく変化しています。情報化やグローバル化の加速度的な進展など変化の激しい社会において、自らの可能性を発揮しながら、他者と共に協働していく持続可能な社会の創り手となる人材の育成がより一層求められています。

平成29年4月28日に学校教育法施行規則の一部を改正する省令が公布され、併せて特別支援学校の小学部・中学部学習指導要領が公示されました。小学部については令和2年度から、中学部については令和3年度から全面実施されます。また、高等部については令和4年度から年次進行で実施されます。

新学習指導要領は、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」が子どもたちにとって未来社会を切り拓くために必要な力であるとし、「社会に開かれた教育課程の実現」、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」、「カリキュラム・マネジメントの推進」などの基本方針に基づき改訂されています。

特別支援教育については、インクルーシブ教育システムの推進などに対応するため「学びの連続性を重視した対応」、「一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実」、「自立と社会参加に向けた教育の充実」の観点から、改善が図られています。

各学校においては、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会に開かれた教育課程を実現することが重要となります。

県教育委員会では、平成30年度から、特別支援学校教育課程編成資料作成委員会を設置して、各学校が適切に教育課程を編成し実施するための参考資料として、教育課程編成に関する基本事項をまとめた手引を作成しました。

本書を十分に御活用いただき、創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成し実施されることを期待します。

最後に、本書の作成に当たり、御尽力くださいました特別支援学校教育課程編成資料作成委員会の委員各位に厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

宮崎県教育庁特別支援教育課長

目 次

はじめに

(学習指導要領に合わせ、「障害」と漢字で表記する)

I 学習指導要領の基本的な考え方

- Q1 学習指導要領の改訂の経緯を教えてください _____ P1
- Q2 学習指導要領改訂の基本方針を教えてください _____ P2
- Q3 学校教育法施行規則の改正の要点を教えてください _____ P6
- Q4 特別支援学校の教育の目標は何ですか _____ P7
- Q5 特別支援学校の教育課程の基準と編成について教えてください _____ P8

II 幼稚園における教育課程編成の基本的な考え方

- Q6 幼稚園における教育の基本について教えてください _____ P9
- Q7 幼稚園の教育において育みたい資質・能力について教えてください _____ P9
- Q8 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について教えてください _____ P10
- Q9 小学部又は小学校教育との接続に当たっての留意事項について教えてください _____ P11
- Q10 障害種ごとに留意する事項にはどのようなものがありますか _____ P12

III 小学部・中学部及び高等部における教育課程編成の基本的な考え方

- Q11 教育課程編成の原則について教えてください _____ P14
- Q12 育成を目指す資質・能力について教えてください _____ P15
- Q13 カリキュラムマネジメントの充実について教えてください _____ P16
- Q14 教育課程編成における共通的事項にはどのようなものがありますか _____ P18
- Q15 学部段階間及び学校段階等間の接続について教えてください _____ P21
- Q16 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について教えてください _____ P22
- Q17 学習評価の充実について教えてください _____ P24

IV 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

- Q18 障害の状態により特に必要がある場合の教育課程の取扱いについてはどのようなものがありますか _____ P26
- Q19 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合の教育課程の取扱いについてはどのようなものがありますか _____ P28
- Q20 訪問教育の場合は、どのような教育課程が考えられるでしょうか _____ P29
- Q21 重複障害者や療養中の児童生徒の場合又は訪問教育を行う場合は、どのように授業時数を定めればよいでしょうか _____ P29

V 各教科

- 1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校
- Q22 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科の目標及び内容は何か _____ P30
- Q23 視覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、教科指導上配慮することはどのようなものがありますか _____ P30

- Q24 聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、教科指導上配慮することはどのようなものがありますか _____ P32
- Q25 肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、教科指導上配慮することはどのようなものがありますか _____ P34
- Q26 病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、教科指導上配慮することはどのようなものがありますか _____ P35

2 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

- Q27 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等に係る具体的な改善事項について教えてください _____ P37
- Q28 指導の形態について教えてください _____ P40
- Q29 「日常生活の指導」はどのように指導すればよいですか _____ P38
- Q30 「遊びの指導」はどのように指導すればよいですか _____ P42
- Q31 「生活単元学習」はどのように指導すればよいですか _____ P43
- Q32 「作業学習」はどのように指導すればよいですか _____ P44
- Q33 「教科別の指導」において留意するのはどのようなことですか _____ P45

3 外国語科

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- Q34 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部第5・6学年に外国語科を新設した趣旨を教えてください _____ P47
- Q35 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部第5・6学年の外国語科の目標及び内容は何か _____ P48
- Q36 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部における外国語科について、指導上留意することはどのようなものがありますか _____ P50

(2) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- Q37 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部における外国語科の位置付けはどのようになっていますか _____ P51

VI 特別の教科 道徳

- Q38 道徳の教科化の経緯について教えてください _____ P52
- Q39 特別支援学校における特別の教科 道徳の目標及び内容は何か _____ P53
- Q40 特別の教科 道徳の指導計画の作成と内容の取扱いについて留意することはどのようなことですか _____ P55

VII 外国語活動

1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

Q41 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部第3学年及び第4学年に新設された外国語活動の目標及び内容は何か

_____ P56

Q42 外国語活動の指導計画の作成と内容の取扱いについて留意することはどのようなことですか

_____ P57

2 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

Q43 小学部における外国語活動の新設の趣旨について教えてください _____ P58

Q44 外国語活動の目標及び内容は何か _____ P59

Q45 外国語活動の指導計画の作成と内容の取扱いについて留意することはどのようなことですか

_____ P61

Ⅷ 総合的な学習の時間、総合的な探究の時間

Q46 総合的な学習の時間の目標及び内容は何か _____ P63

Q47 総合的な学習の時間の指導計画の作成と内容の取扱いについて留意することはどのようなことですか _____ P65

Q48 総合的な探究の時間について教えてください _____ P67

Q49 総合的な探究の時間の指導計画の作成と内容の取扱いについて留意することはどのようなことですか _____ P70

Ⅸ 特別活動

Q50 特別活動の目標は何か _____ P71

Q51 各活動・学校行事の目標及び内容は何か _____ P71

X 自立活動

Q52 自立活動とは何か _____ P76

Q53 自立活動における今回の改訂の要点を教えてください _____ P80

Q54 自立活動の内容の六つの区分について教えてください _____ P84

Q55 自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて留意することはどのようなことですか _____ P86

I 学習指導要領の基本的な考え方

Q 1 学習指導要領の改訂の経緯を教えてください

今の子供たちが社会で活躍するころは、「生産年齢人口の減少」「社会構造や雇用環境の大きく急激な変化」で、予想困難な時代となっています。また、少子高齢化が進む中、一人一人が持続可能な社会の担い手として、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待されています。

【これまでの中央教育審議会の議論の経過】

平成 26 年 11 月	中央教育審議会総会 「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」 諮問
平成 26 年 12 月	【教育課程部会】 教育課程企画特別部会を設置
平成 27 年 1 月	【教育課程企画特別部会（第 1 回）】 新しい時代にふさわしい学習指導要領の基本的な考え方や教科・科目等の在り方、学習・指導方法及び評価方法の在り方等に関する基本的な方向性について、計 14 回審議
平成 27 年 8 月	【教育課程企画特別部会（第 14 回）】 教育課程部会・「論点整理」を取りまとめ
平成 27 年 秋以降	論点整理の方向に沿って教科等別・学校種別に専門的に検討
平成 28 年 8 月	「次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ」を取りまとめ
平成 28 年 12 月	「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」
平成 29 年 3 月	【平成 29 年 3 月 31 日】 幼稚園教育要領、小学校及び中学校の学習指導要領等の改訂告示を公示
平成 29 年 4 月	【平成 29 年 4 月 28 日】 特別支援学校教育要領・学習指導要領の改訂告示を公示
平成 30 年 3 月	【平成 30 年 3 月 30 日】 高等学校の学習指導要領等の改訂告示を公示
平成 31 年 3 月	【平成 31 年 2 月 4 日】 特別支援学校高等部学習指導要領改訂告示を公示

Q 2 学習指導要領改訂の基本方針を教えてください

1 今回の改訂は次の5つの基本方針に基づき幼稚園、小学校及び中学校、高等学校の教育課程の基準の改善に準じた改善が図られています。

(1) 今回の改訂の基本的な考え方について

ア 「社会に開かれた教育課程」を重視し、未来社会を切り拓くための資質能力を育成することを目指す

イ 平成20年改訂の学習指導要領等の枠組や教育内容を維持した上で、知識の理解の質を高め、確かな学力を育成すること

ウ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること

(2) 育成を目指す資質・能力の明確化

「生きる力」を改めて捉え直し、より具体化し、教育課程全体を通して目指す資質・能力を以下の三つの柱に整理しました。

ア 何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）

イ 理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）

ウ どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）

また、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理を図るように提言がなされました。

今回の改訂では、「何のために学ぶのか」という学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の改善を引き出していくことができるようにするため全ての教科等の目標及び内容を次の三つの柱で再整理しました。

○知識及び技能

○思考力・判断力・表現力等

○学びに向かう力、人間性等

(3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子供たちが、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、我が国の優れた教育実践に見られる「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けたアクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善を推進することが求められています。

その際、以下の6点に留意して取り組むことが重要です。

ア 義務教育段階では、これまでの実践を否定し、全く異なる指導法を導入しなければならないと捉える必要はないこと。

イ 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではないこと。

ウ 各教科において「言語活動」「観察・実験、問題解決的な学習」などの質

を向上させることを主眼とするものであること。

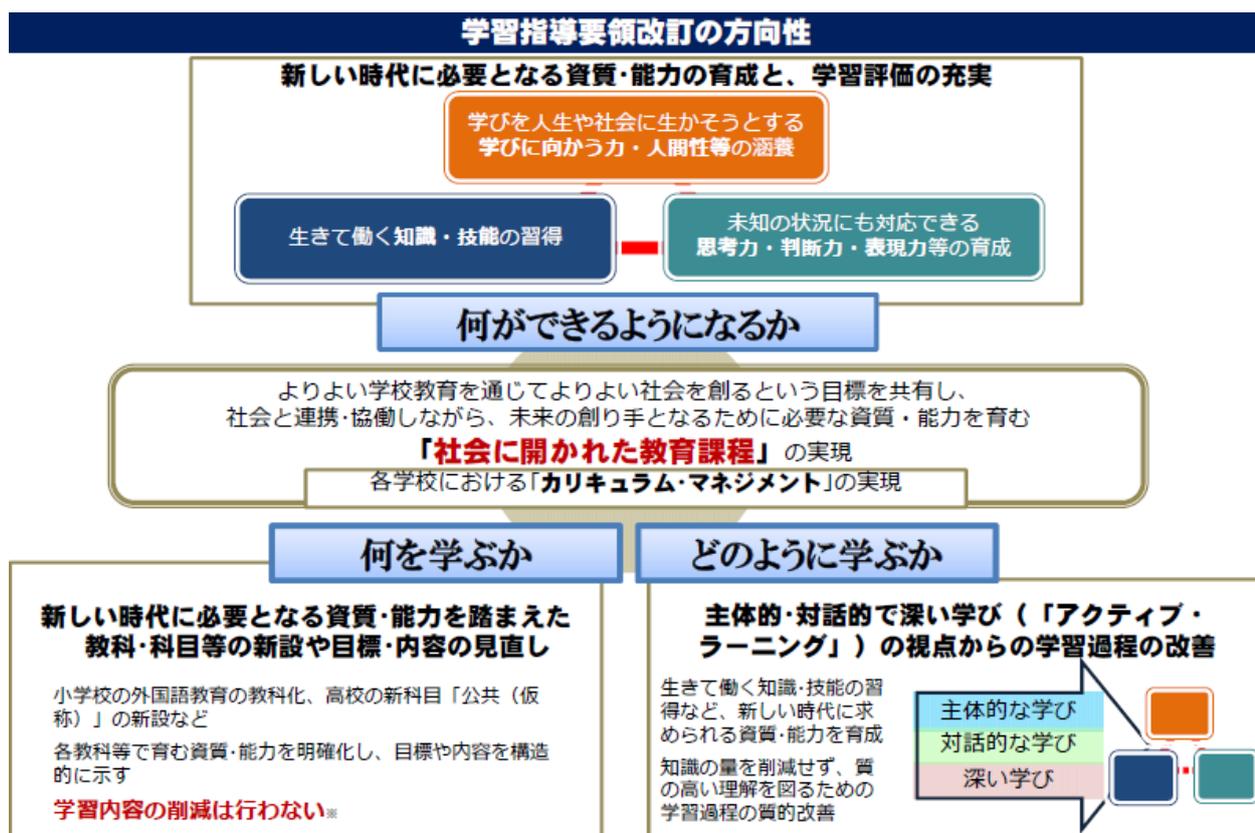
エ 児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。

オ 「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」という「見方・考え方」を児童生徒が自在に働かせることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。

カ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合は、その確実な習得を図ることを重視すること。

(4) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

各学校においては、教科等横断的な学習を充実することや、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うことが求められています。これらの取組の実現のためには、学校全体として「児童生徒や学校、地域の実態の把握」「教科内容や時間の配分」「必要な人的・物的体制の確保」「教育課程の実施状況に基づく改善」などを通して、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められます。



新しい学習指導要領の考え方（文部科学省）

(5) 教育内容の主な改善事項

この他、「言語能力の確実な育成」「理数教育の充実」「伝統や文化に関する教育の充実」「体験活動の充実」「外国語教育の充実」などについて総則や各教科等において、その特質に応じて内容やその取扱いの充実を図りました。

2 インクルーシブ教育システムの推進により、障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視しています。

近年、特別支援教育は、障害のある子供の教育にとどまらず、重要な役割を担っているとと言えます。幼稚園、小・中・高等学校においては、発達障害を含めた障害のある子供たちが多く学んでおり、また特別支援学校においては、重複障害者である子供が多く在籍している中、多様な障害の種類や状態等に応じた指導や支援がより強く求められています。

このため、一人一人の障害の状態等に応じた細やかな指導及び評価を一層充実することが重要となり、以下の(1)から(3)の観点から改善を図っています。

(1) 学びの連続性を重視した対応

ア 「第8節重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を明確にしました。

イ 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、三つの柱に基づき整理しました。その際、各学部や各段階、幼稚園や小・中・高等学校の各教科とのつながりに留意し、次の点を充実しました。

- 小・中・高等部の各段階に目標を設定した。
- 中学部に2段階を新設し、段階ごとの内容を充実した。
- 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定した。
- 小学部3段階・中学部2段階の内容を習得し達成している者については、子供が就学する学部に相当する学校段階までの小学校または中学校の学習指導要領における各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定した。

(2) 一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実

ア 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由及び病弱者である子供に対する各教科の内容の取扱いについて、障害の特性等に応じた指導上の配慮事項を充実しました。

イ 自立活動の指導を充実するため、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」を示すなどの改善を図るとともに、個別の指導計画の作成に当たっての配慮事項を充実しました。

(3) 自立と社会参加に向けた教育の充実

- ア 卒業までに育成を目指す資質・能力を育む観点からカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定しました。
- イ 幼稚部・小学部・中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定しました。
- ウ 生涯を通して主体的に学んだり、スポーツや文化に親しんだりして、自らの人生をよりよくしていく態度を育成することを規定しました。
- エ 知的障害者である子供のための各教科「国語」「算数・数学」「社会」「職業・家庭」などの目標及び内容について、育成を目指す資質・能力の視点から充実しました。

障害の状態に関わらず、児童・生徒それぞれの「主体性」があります。学びの姿のイメージとしては「興味・関心を高める」、「見通しをもつ」、「粘り強く取り組む」、「振り返って次へつなげる」などです。具体的に児童生徒の姿をイメージしながら指導計画を作成することが大切です。



Q 3 学校教育法施行規則の改正の要点を教えてください

1 学校教育法施行規則改正の要点について

学校教育法施行規則では、各教科等の種類や授業時数、合科的な指導等について規定しています。今回は、これらの規定について次のような改正が行われました。

<p>外国語活動について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視・聴・肢・病の特別支援学校において、小学部3・4学年に「外国語活動」、5・6学年に「外国語科」が新設された。 ○ 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、第3学年以上の児童に「外国語活動」を設けることができることとされた。 ○ 視・聴・肢・病の特別支援学校の小学部の授業時数は 3・4年で外国語活動年間35単位時間 5・6年で外国語科 年間70単位時間 それに伴い、3年から6年の年間授業時数が35単位増加することになった。 	<p>詳細は P56～</p>
<p>幼稚部・小学部・中学部・高等部の改訂について</p>	<p>改訂の理念を明確にし、社会で広く共有されるように新たに前文を設け次の事項が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育基本法に規定する教育の目的や目標の明記とこれからの学校に求められること ○ 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと ○ 幼稚部教育要領及び小学部・中学部・高等部学習指導要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の充実 	<p>詳細は 幼稚部 P9～ 小学部・中学部・高等部 P14～</p>

視・聴・肢・病の特別支援学校において、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実するとともに、コンピュータ等の情報機器の活用等について規定しました。

【視覚障害】空間や時間の概念形成の充実

【聴覚障害】音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実

【肢体不自由】体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成

【病弱】間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫



Q 4 特別支援学校の教育の目標は何ですか

1 幼稚部における教育の目標について

特別支援学校の幼稚部独自の目標が以下のものになります。

「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培うようにすること」

幼稚部における教育においては、幼稚部における教育の目標と併せて、独自の目標が必要であり、それが特に重要な意義をもつものと言えます。

2 小学部・中学部における教育の目標について

小学部・中学部の教育目標は次の3項目にわたって示されています。

○ 第1項及び第2項

特別支援学校の小学部及び中学部の教育目標については、それぞれ小学校教育の目標（学校教育法第30条第1項）及び中学校の教育の目標（学校教育法第46条）と同一の目標の達成に努めなければならないと示されています。

○ 第3項

項目1は、学校教育法第72条の後段「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」を受けて設定されたものです。すなわち、特別支援学校の小学部・中学部は、小・中学校教育と同一の目標を掲げていることに加え、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としています。したがって、特別支援学校においては、小・中学校における教育には設けられていない自立活動が必要であると同時に、それが特に重要な意義をもつものと言えます。

3 高等部における教育の目標について

教育目標が次の2項目にわたって示されています。

(1) 学校教育法第51条に規定する高等学校教育の目標

第1項は、特別支援学校の高等部の教育目標については、高等学校教育の目標（同第51条）と同一の目標の達成に努めなければならないことを示しています。

(2) 生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと

第2項は、特別支援学校の高等部は、高等学校教育と同一の目標を掲げていることに加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識、技能を授けることを目的としています。したがって、特別支援学校における教育については、特別の指導領域である自立活動が必要であると同時に、それが特に重要な意義をもつものと言えます。

Q 5 特別支援学校の教育課程の基準と編成について教えてください

- 1 教育課程の編成主体については、「小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節の1」及び「高等部学習指導要領第1章第2節第1款の1」において示しています。

<小学部・中学部>

第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割

- 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

<高等部>

第2節第1款 高等部における教育の基本と教育課程の役割

- 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学科の特色及び学校や地域の実態を十分に考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

また、第2節の2では、各学校において「創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する」ことが示されており、教育課程の編成における学校の主体性を発揮する必要性が強調されています。

2 教育課程の編成の原則

教育を行うための中核となる教育課程を編成するにあたって、次の2点が編成の原則となります。

- (1) 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと
- (2) 児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、「児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等」並びに「学校や地域の実態」を十分考慮すること

特別支援学校には、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うという目標がありますが、幼・小・中・高等学校と同じ目標も掲げています。例えば、小学部における教育は、小学校教育の目標の達成に努めるとあります。幼稚部や中学部・高等部も同様です。学習指導要領解説等は特別支援学校のものだけでなく、幼・小・中・高等学校のものも参考にすることが大切です。

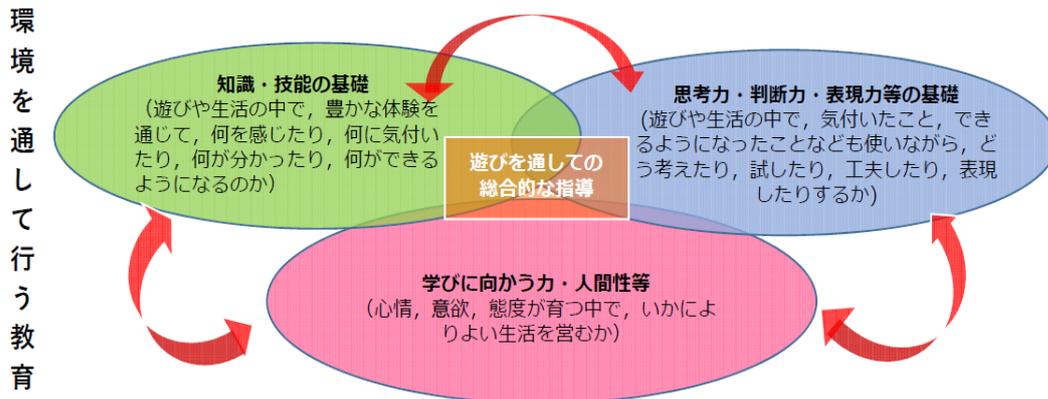


Ⅱ 幼稚園における教育課程編成の基本的な考え方

Q 6 幼稚園における教育の基本について教えてください

幼稚園における教育の基本について教育要領には次のように記されています。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園における教育は、学校教育法第 72 条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。



新幼稚園教育要領のポイント（文部科学省）

幼児期は諸能力が個別に発達していくのではなく、相互に関連し合い、総合的に発達します。そのため、幼稚園における教育において育みたい資質・能力は個別に取り出して指導するのではなく、生活の全体で、遊びを通じた総合的な指導によって一体的に育むよう努めることが重要です。

Q 7 幼稚園の教育において育みたい資質・能力について教えてください

1 幼稚園における教育において育みたい資質・能力

幼稚園における教育において育みたい資質・能力とは、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」です。

(1) 知識及び技能の基礎

豊かな体験を通じて、幼児が自ら感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりすること。

(2) 思考力、判断力、表現力等の基礎

気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりすること。

(3) 学びに向かう力、人間性等

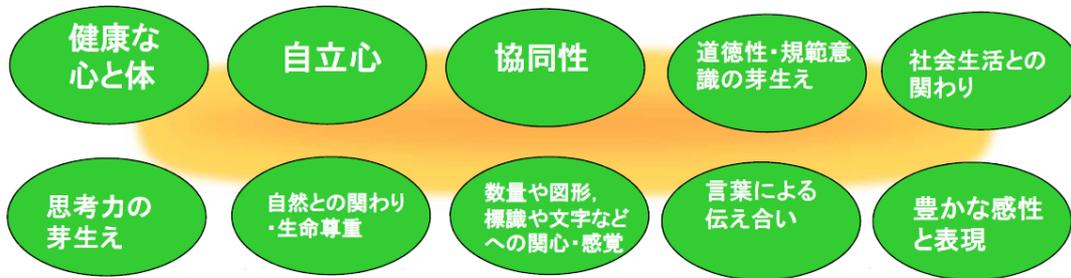
心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとすること。

実際の指導場面においては、これらを個別に取り出して指導するのではなく、遊びを通じた総合的な指導の中で一体的に育むよう努めることが重要です。

Q 8 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について教えてください

【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿】

5領域のねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。



新幼稚園教育要領のポイント（文部科学省）

幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねる際には、幼児の障害の状態や特性及び発達程度等に応じて、自立などに向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを育みたい資質・能力の観点から把握したり、ねらいや指導内容を設定したりすることが必要です。

資質・能力は、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の5領域のねらい及び内容に基づく活動全体で育みます。また、自立活動と他の領域に示す内容との密接な関係を図りながら指導を行うことが必要です。



Q 9 小学部又は小学校教育との接続に当たっての留意事項について教えてください

5 小学部における教育又は小学校教育との接続に当たっての留意事項

- (1) 学校においては、幼稚部における教育が、小学部又は小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。
- (2) 幼稚部における教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学部における教育又は小学校教育が円滑に行われるよう、小学部又は小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚部における教育と小学部における教育又は小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

1 小学部又は小学校以降の生活や学習の基盤の育成

幼児は、幼稚部から小学部又は小学校に移行していく中で、突然違った存在になるわけではありません。発達や学びは連続しており、幼稚部から小学部又は小学校への移行を円滑にする必要があります。

幼稚部における教育において、幼児が小学部又は小学校に就学するまでに、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが重要です。

(1) 「創造的な思考の基礎として重要なこと」とは

幼児が出会ういろいろな事柄に対して、自分のしたいことが広がっていきながら、たとえうまくできなくても、そのまま諦めてしまうのではなく、更に考え工夫していくこと。

(2) 「主体的な態度の基本」とは

物事に積極的に取り組むことであり、そのことから自分なりに生活をつくっていくことができることである。さらに、自分を向上させていこうとする意欲が生まれること。

2 小学部又は小学校教育との接続

子供の発達を長期的な視点で捉え、幼児一人一人の障害の状態や特性及び発達の程度等との関係において、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めることが大切です。

Q10 障害種ごとに留意する事項にはどのようなものがありますか

幼稚園における教育においては、個々の幼児の障害の状態や特性及び発達 の程度等 に応じた適切な配慮が必要です。そこで、今回の改訂では、幼児の障害の種類や状態及 び特性等に応じた指導を一層進める観点から、障害種別ごとに示されている留意事項 の内容の充実を図っています。障害種別ごとに留意する事項について以下のように記 されています。

- (1) 視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期から の教育相談との関連を図り、幼児が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活 用して周囲の状況を把握できるように配慮することで、安心して活発な活動が展 開できるようにすること。また、身の回りの具体的な事物・事象及び動作と言葉 とを結び付けて基礎的な概念の形成を図るようにすること。

視覚障害のある幼児は、視機能の状態により外界の認知が異なります。一人一人の 幼児の視覚による外界の認知に違いはあっても幼稚園における教育では、早期からの 教育相談との関連を図り、十分な安全確保とともに、視覚障害のある幼児が自分で判断 したり、確かめたりすることができる遊具や用具、素材を創意工夫することが必要で す。

- (2) 聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期から の教育相談との関連を図り、保有する聴覚や視覚的な情報などを十分に活用して 言葉の習得と概念の形成を図る指導を進めること。また、言葉を用いて人との関 わりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てること。

聴覚障害のある幼児については、聴覚的な情報が獲得しにくいことから、特に言葉の 習得が困難になります。また、言葉の習得には、この背景となるイメージ等の概念の形 成が大切となり、このためには豊かな経験が必要となります。

幼稚園の教育においては、教育相談との関連を図ること、人とのコミュニケーション の基礎を形成すること、言葉の習得と言語概念の形成を図ること、言葉を用いて人との かかわりを深めることなどについて一層の充実を図る必要があります。

- (3) 知的障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、幼児の活 動内容や環境の設定を創意工夫し、活動への主体的な意欲を高めて、発達を促す ようにすること。また、ゆとりや見通しをもって活動に取り組めるよう配慮する とともに、周囲の状況に応じて安全に行動できるようにすること。

「ゆとりや見通しをもって活動に取り組む」ためには、幼児がより一層主体的に意欲 をもち活動に取り組むことを促していくことが重要です。

「ゆとりをもって活動に取り組める」ようにするには、幼児がある活動に取り組み、 十分な満足感等が得られるように、時間設定を工夫して十分な活動時間を確保すると ともに、幼児の主体的な活動を促すため、必要最低限の援助や指示に努めるよう留意す

ることも大切です。

次に「見通しをもって活動に取り組める」とは、学校生活における分かりやすく整えられた日課の流れに沿って行動したり、およその予定を理解して行動したりすることを意味しています。

指導に当たっては、保護者との連携を図りながら、幼児の行動の理解を深めたり、効果的な指導内容・方法を工夫したりすることなどが重要です。

(4) 肢体不自由者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、幼児の姿勢保持や上下肢の動き等に応じ、進んで身体を動かそうとしたり、活動に参加しようとする態度や習慣を身に付け、集団への参加ができるようにすること。また、体験的な活動を通して、基礎的な概念の形成を図るようにすること。

今回の改訂では、肢体不自由のある幼児に対する教師の関わり方を改めて明確にするため、「進んで身体を動かそうとしたり、活動に参加しようとする態度や習慣を身に付け、集団への参加ができるようにすること。」を示し、幼児の主体性の育成と幼児同士の関わりを大切にすることを求めることとしています。その実現のためには、幼児の姿勢保持や上肢、下肢の動き等に配慮し、幼児が自ら進んで身体を動かそうとしたり、表現しようとする環境を整え、幼児の主体的な活動を引き出すように指導方法を工夫する必要があります。

(5) 病弱者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、幼児の病気の状態等を十分に考慮し、負担過重にならない範囲で、様々な活動が展開できるようにすること。また、健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けることができるようにすること。

病弱の幼児は、治療や体調維持のため、運動や食事が制限されていることが多く、日常生活での体験を通して学ぶ事項についても未経験であることが多い。したがって、第1章総則の第3に示した「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を育むことが難しい場合があります。そのため、病気の状態等を十分に考慮しながら様々な活動が展開できるように工夫する必要があります。その際、病気の特性や状態、体力等を十分に考慮するとともに、幼稚園において育みたい資質・能力を踏まえながら計画する必要があります。特に活動が負担過重となり、そのために病気の状態や健康状態を悪化させるということがないようにする必要があります。

退院後も治療が必要な幼児がいるので、退院後の健康の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けさせることが大切です。その際、幼児の障害の状態や特性及び心身の発達の程度等に応じて、服薬や食事制限等の必要な約束を守ることができるようにすることが重要です。

Ⅲ 小学部・中学部及び高等部における教育課程編成の基本的な考え方

Q 1 1 教育課程編成の原則について教えてください

教育課程は、学校教育の目的や目標を達成するために、教育内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画です。教育課程の編成の一般方針は「小学部・中学部学習指導要領第1章第2節の1」において示されています。

1 教育課程の編成の原則

(1) 教育課程の編成の主体

学校の教育課程は、学校が、長たる校長が責任者となって編成します。これは教育課程編成の権限と責任の所在を示したものです。学校は組織体であるから、教育課程の編成作業については、当然ながら全教職員の協力の下に行わなければなりません。「総合的な学習の時間」をはじめとして、創意工夫を生かした教育課程を各学校で編成することが求められており、学級、学年や学部の枠を超えて教師同士が連携協力することがますます重要となります。

(2) 教育課程の編成の原則

ア 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと

学習指導要領は、国が定めた教育課程の基準であり、各学校における教育課程の編成及び実施に当たって基準として従わなければならないものです。

教育課程は、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を考慮し、教師の創意工夫を加えて学校が編成するものです。教育課程の基準もその点に配慮して定められているので、教育課程の編成に当たっては、法令や学習指導要領の内容について十分理解するとともに創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成することが大切です。

イ 児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を十分考慮すること

各学校においては、校長を中心として全教職員が連携協力しながら、学習指導要領を含む教育課程に関する法令の内容について十分理解するとともに創意工夫を加え、学校として統一のあるしかも特色を持った教育課程を編成することが大切である。

2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開

今回の改訂においては、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきていることを踏まえ、複雑で予測困難な時代の中でも、児童生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通してそのために必要な力を育てていくことを重視しています。

このため「生きる力」の育成を掲げ、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を通して、児童生徒に確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことを目指しています。

Q 1 2 育成を目指す資質・能力について教えてください

1 知識及び技能が習得されるようにすること

各教科等の指導に当たっては、学習に必要となる個別の知識については、教師が児童生徒の学びへの興味を高めつつしっかりと教授するとともに、深い理解を伴う知識の習得につなげていくため、児童生徒がもつ知識を活用して思考することにより、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、知識を他の学習や生活の場面で活用できるようにしたりするための学習が必要となります。

2 思考力、判断力、表現力等を育成すること

「思考力、判断力、表現力等」とは、「知識及び技能」を活用して課題を解決するために必要な力と規定されています。この「知識及び技能を活用して課題を解決する」という過程については、中央教育審議会答申が指摘するように、大きく分類して次の三つがあると考えられます。

- ・ 物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成し、文章や発話によって表現したり、目的や場面、状況等に応じて互いの考えを適切に伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程
- ・ 思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程

教育課程においては、これらの過程に必要な「思考力、判断力、表現力等」が、各教科等の特質に応じて育まれるようにするとともに、教科横断的な視点に立って、それぞれの過程について、例えば第1章総則第3節の2の(1)に示す言語能力、情報活用能力及び問題発見・解決能力、第1章総則第3節の2の(2)に示す現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成を目指す中で育まれるようにすることが重要となります。

3 学びに向かう力、人間性等を涵養すること

児童生徒一人一人がよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくためには、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等が必要となります。また、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等に関するものも幅広く含まれます。

各教科等を合わせた指導を行う場合は、単元や題材の内容や時間の構成だけではなく、育成を目指す資質・能力の三つの柱で整理された各教科等の内容を習得し目標を達成するための学習活動を充実させるという視点が大切になります。



Q 1 3 カリキュラム・マネジメントの充実について教えてください

カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことであり、本項においては、中央教育審議会答申の整理を踏まえ次の三つの側面から整理して示しています。具体的には、

- 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
- 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことと定義しています。

1 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握すること

各学校においては、各種調査結果やデータ等に基づき、児童生徒の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握したり、保護者や地域住民の意向等を的確に把握したりした上で、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定めていくことが求められます。

2 カリキュラム・マネジメントの側面を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと

組織的かつ計画的に取組を進めるためには、教育課程の編成を含めたカリキュラム・マネジメントに関わる取組を、学校の組織全体の中に明確に位置付け、具体的な組織や日程を決定していくことが重要となります。校内の組織及び各種会議の役割分担や相互関係を明確に決め、職務分担に応じて既存の組織を整備、補強したり、新たな組織を設けたりすること、また、分担作業やその調整を含めて、各作業ごとの具体的な日程を決めて取り組んでいくことが必要です。

また、カリキュラム・マネジメントを効果的に進めるためには、何を目標として教育活動の質の向上を図っていくのかを明確にすることが重要です。

(1) 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと

教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくとは、「指導のねらいを明確にし、教育の内容を選択して組織し、それに必要な単位数や授業時数を配当していくこと」、「各教科・科目等又は各教科等の内容相互の関連を図りながら指導計画を作成すること」です。

(2) 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと

ア 教育課程の改善の意義

教育課程の評価に続いて行われなければならないのは、その改善です。教育課程についての評価が行われたとしても、これがその改善に活用されなければ、評価本来の意義が発揮されません。このため、各学校においては、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発

達の段階等並びに地域や学校の実態を十分考慮して編成、実施した教育課程が目標を効果的に実現する働きをするよう改善を図ることが求められます。教育課程の評価が積極的に行われてはじめて、望ましい教育課程の編成、実施が期待できます。教育課程の改善は、編成した教育課程をより適切なものに改めることですが、これは教育課程を児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに地域や学校の実態に即したものにすることにほかなりません。この意味から、学校は教育課程を絶えず改善する基本的態度をもつことが必要です。このような改善によってこそ学校の教育活動が充実するとともに質を高めて、その効果を一層上げることが期待できます。

イ 教育課程の改善の方法

教育課程の改善の方法は、各学校の創意工夫によって具体的には異なりますが、一般的には次のような手順が考えられます。

- a 評価の資料を収集し、検討すること。
- b 整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにすること。
- c 改善案をつくり、実施すること。

このようにして、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに地域や学校の実態に即し、各学校の創意工夫を生かしたより一層適切な教育課程を編成するよう努めなければなりません。なお、改善に当たっては、教育委員会の指導助言を役立てるようにもすることも大切です。

(3) 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

各学校には、校長、副校長や教頭のほかに教務主任をはじめとして各主任等が置かれ、それらの担当者を中心として全教職員がそれぞれ校務を分担して処理している。各学校の教育課程は、これらの学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて教育課程に関する研究を重ね、創意工夫を加えて編成や改善を図っていくことが重要です。

(4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくこと

個別の指導計画に基づいて児童生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫することが大切です。

特別支援学校におけるカリキュラム・マネジメントは、基本的に小・中学校等と同様ですが、個別の指導計画について位置づけられている点に注意が必要です。



Q 1 4 教育課程編成における共通的事項にはどのようなものがありますか

1 内容の取扱いについての原則

(1) 教育課程の編成における共通的事項

ア 各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければなりません。

イ 学校において特に必要がある場合には、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができます。ただし、これらの場合には、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の目標や内容並びに各学年や各段階、各分野又は各言語の目標や内容（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、外国語科及び外国語活動の各言語の内容）の趣旨を逸脱したり、児童又は生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければなりません。

ウ 各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容並びに各学年、各段階、各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとします。

エ 知的障害者である児童生徒に教育を行う小学部の教育課程に外国語活動を、中学部の教育課程に外国語科を、児童生徒や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができます。

外国語活動の指導を行う場合は、第3学年以降の児童を対象とし、国語科の3段階の目標及び内容との関連を図ること。（総則第4章第2款3イ）

オ 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部においては、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳科、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての児童に履修させるものとします。

「特に示す場合」とは、「第8節重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を示す。

(2) 学年の目標及び内容をまとめて示した教科の内容の取扱い

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものです。各学校においては、これらの事項を児童や学校、地域の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、又はいずれの学年においても指導するものとします。

(3) 選択教科を開設する際の留意事項

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては、生徒や学校、地域の実態を考慮して、生徒の特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう、各教科や、特に必要な教科を、選択教科として開設し生徒に履修させることができます。その場合にあっては、全ての生徒に指導すべき内容との関連を図りつつ、選択教科の授業時数及び内容を適切に定め選択教科の指導計画を作成し、生徒の負担過重となることのないようにしなければなりません。また、特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めるものとします。

(4) 知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の取扱い

知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部においては、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳科、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての児童に履修させるものとします。また、外国語活動については、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができます。

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての生徒に履修させるものとします。また、外国語科については、生徒や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができます。

(5) 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科の指導内容の設定

知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科の指導に当たっては、各教科の段階に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとします。その際、小学部は6年間、中学部は3年間を見通して計画的に指導するものとします。

(6) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における選択教科の取扱い

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては、生徒や学校、地域の実態を考慮して、特に必要がある場合には、その他特に必要な教科を選択教科として設けることができます。その他特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めるものとします。

(7) 道徳教育の内容

道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、小学部においては特別の教科道徳において準ずるものとしています。

2 授業時数等の取扱い

- (1) 小学部・中学部学習指導要領において、小学部又は中学部の各学年における総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずるものとしています。
- (2) 小学部又は中学部の各教科等の授業は、年間 35 週（小学部第 1 学年については 34 週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童又は生徒の負担過重にならないようにするものとします。
- (3) 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとします。
- (4) 時間割の編成
 - ア 授業の 1 単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めること。
 - イ 各教科等の特質に応じ、10 分から 15 分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において、当該教科等を担当する教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができること。
 - ウ 給食、休憩などの時間については、各学校において工夫を加え、適切に定めること。
 - エ 各学校において、児童又は生徒や学校、地域の実態及び各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できること。

Q 1 5 学部段階間及び学校段階等間の接続について教えてください

- 1 小学部における教育と幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実
小学部においては、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、特別支援学校幼稚部教育要領及び幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにします。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫します。特に、小学部入学当初においては幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行います。

- 2 小学部における中学部等の教育等及びその後の教育との接続

小学部については中学部における教育及びその後の教育との円滑な接続の重要性を、中学部については小学部における教育又は小学校教育の成果が中学部における教育へと円滑に接続される重要性及び義務教育段階終了までに育成すべき資質・能力を身に付けさせることの重要性について示しています。

義務教育段階においては、教育基本法第5条第2項が規定する「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎」及び「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質」を卒業段階までに育むことができるよう、学校教育法並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領等に示すところに従い、小学部又は小学校及び中学部又は中学校の9年間を通じて育成を目指す資質・能力を明確化し、その育成を高等部における教育又は高等学校教育等のその後の学びに円滑に接続させていくことが求められます。

- 3 中学部における高等部の教育等及びその後の教育との接続

中学部においては、義務教育を行う最後の教育機関として、教育基本法第5条第2項が規定する「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎」及び「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質」を卒業までに育むことができるよう、小学部における教育又は小学校教育の基礎の上に、中学部における教育又は中学校教育を通じて身に付けるべき資質・能力を明確化し、その育成を高等部における教育又は高等学校教育等のその後の学びに円滑に接続させていくことが求められます。

小学部や中学部及び高等部を併設した特別支援学校においては、12年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成し、小学部から高等部までの一体的な指導体制を確立して特色ある教育活動を展開していくことが重要となります。

Q 1 6 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について教えてください

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

児童生徒に求められる資質・能力を育成することを目指した授業改善の取組は、これまでも多くの実践が重ねられており、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが、そうした着実に取り組まれてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないことであると捉える必要はありません。また、授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、児童生徒に求められる資質・能力を育むために、児童生徒や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要です。

また、主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、授業改善を進めることが重要となります。例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点です。

主体的・対話的で深い学びの実現を目指して授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」です。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」は、新しい知識及び技能を既にもっている知識及び技能と結び付けながら社会の中で生きて働くものとして習得したり、思考力、判断力、表現力等を豊かなものとしたり、社会や世界にどのように関わるかの視座を形成したりするために重要なものであり、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要です。

なお、各教科等の解説において示している各教科等の特質に応じた「見方・考え方」は、当該教科等における主要なものであり、「深い学び」の視点からは、それらの「見方・考え方」を踏まえながら、学習内容等に応じて柔軟に考えることが重要です。

また、思考・判断・表現の過程には、

- ・ 物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成し表現したり、目的や状況等に応じて互いの考えを伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程
- ・ 思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程

の大きく三つがあると考えられます。

各教科等の特質に応じて、こうした学習の過程を重視して、具体的な学習内容、単元や題材の構成や学習の場面等に応じた方法について研究を重ね、ふさわしい方法を選択しながら、工夫して実践できるようにすることが重要です。

このため、今回の改訂においては、各教科等の指導計画の作成上の配慮事項として、当該教科等の特質に応じた主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善について示しています。

次に、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領における各教科等の特質に応じた「見方・考え方」について示しています。なお、中学部における各教科等の特質に応じた「見方・考え方」については、中学校学習指導要領を参照してください。

各教科等の特質に応じた「見方・考え方」とは
「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」という教科等ならではの物事を捉える視点や考え方のことです。



Q 1 7 学習評価の充実について教えてください

1 学習評価の充実

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものです。「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められます。

評価に当たっては、いわゆる評価のための評価に終わることなく、教師が児童生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるように、評価を行うことが大切です。

実際の評価においては、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握するために、指導内容や児童生徒の特性に応じて、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程の適切な場面で評価を行う必要があります。その際には、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視することが大切です。特に、他者との比較ではなく児童生徒一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたって児童生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にすることも重要です。

今回の改訂では、各教科等の目標を「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性」の資質・能力の三つの柱で再整理しており、平成28年12月の中央教育審議会答申において、目標に準拠した評価を推進するため、観点別学習状況の評価について、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理することが提言されています。

また、資質・能力の三つの柱の一つである「学びに向かう力、人間性等」には①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、②観点別学習状況の評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があることにも留意する必要があります。

2 個別の指導計画に基づく評価

個別の指導計画は、児童生徒の実態を把握した上で作成され、その個別の指導計画に基づいて各教科等の指導が行われますが、児童生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものです。したがって、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）のサイクルにおいて、学習状況や結果を適宜、適切に評価を行うことが大切です。

さらにその評価の結果、指導目標、指導内容、指導方法のどこに課題があり、効果的な指導をできるようにするために、何を、どのように改善していくのかを明確にする必要があります。

そこで、今回の改訂では、「個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を

適切に評価し、指導の改善に努めること」を「個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること」と改善しました。

学校としてすでに十分な実践経験が蓄積され、毎年実施する価値のある単元計画が存在する場合でも、改めて目の前の児童生徒の個別の指導計画の実施状況の評価を踏まえ、学習集団を構成する児童生徒一人一人が達成した指導目標や指導内容等を集約し、学習集団に対して作成される年間指導計画等の単元や題材など内容や時間のまとめなどについて検討する仕組みを工夫することが大切になってきます。つまり、各授業や個別の指導計画の計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）のサイクルの中で蓄積される児童生徒一人一人の学習評価に基づき、教育課程の評価・改善に臨むカリキュラム・マネジメントを実現する視点が重要です。

3 学習評価に関する工夫

学習評価の実施に当たっては、評価結果が評価の対象である児童生徒の資質・能力を適切に反映しているものであるという学習評価の妥当性や信頼性が確保されていることが重要です。また、学習評価は児童生徒の学習状況の把握を通して、指導の改善に生かしていくことが重要であり、学習評価を授業改善や組織運営の改善に向けた学校教育全体の取組に位置付けて組織的かつ計画的に取り組むことが必要です。

このため、学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、例えば、評価規準や評価方法等を明確にすること、評価結果について教師同士で検討すること、実践事例を蓄積し共有していくこと、授業研究等を通じ評価に係る教師の力量の向上を図ることなどに、学校として組織的かつ計画的に取り組むことが大切です。

さらに、学校が保護者に、評価に関する仕組みについて事前に説明したり、評価結果についてより丁寧に説明したりするなどして、評価に関する情報をより積極的に提供し保護者の理解を図ることも信頼性の向上の観点から重要です。

また、学年や学校段階を越えて児童生徒の学習の成果が円滑に接続されるようにすることは、学習評価の結果をその後の指導に生かすことに加えて、児童生徒自身が成長や今後の課題を実感できるようにする観点からも重要なことです。

<学習評価に関する基本的な考え方>

障害のある児童生徒については、個々の障害等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、観点別学習状況を踏まえた評価を適切に行います。



IV 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

Q18 障害の状態により特に必要がある場合の教育課程の取扱いについてはどのようなものがありますか

1 障害の状態により特に必要がある場合

児童生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、以下の(1)から(6)までの規定を適用することができますが、取り扱わなかった事項や替えた事項を学年進行とともに、どのように事後措置するかを十分に考慮して指導計画を作成することが必要です。特に、系統的な学習を主とする場合は、教材の精選や指導の一貫性に留意するなど、より一層慎重な取扱いが必要です。

なお、以下の規定は「障害の状況により特に必要がある場合」について示したものであって重複障害者に限定したものではありません。

(1) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができます。

児童生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができます。

(例) 視覚障害：バスケットボール競技
肢体不自由：器械運動等

(2) 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の学年のものに替えることができます。道徳科も同じです。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校で、各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の学年の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができます。

(例) 小学部2年生数学の「加法の筆算」 → 1年生数学の「10の合成・分解」
小学部4年生の社会や理科 → 生活

(3) 小学部の外国語科について、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができます。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校で、目標及び内容の一部を取り入れることができます。

(例) 小学部5、6年生の外国語科 → 小学部3・4年生の外国語活動

(4) 中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部のものに替えることができます。しかし、教科の名称まで替えることはできません。

(例) 中学部の美術科「鑑賞」 → 小学部の図画工作「鑑賞」
中学部の数学 → 小学部の算数

(5) 中学部の外国語科については、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができます。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部において、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができます。しかし、小学部の外国語活動は教科でないことから、中学部での外国語科として指導を行う際には全部を替えることはできません。

(6) 幼稚部教育要領に示す内容の一部を取り入れることができます。

小学部の児童又は中学部の生徒に対して、特に必要がある場合には、幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができます。幼稚部教育要領は、ねらいや内容を教科等ではなく、領域（健康、人間関係、環境、言葉及び表現）として示していることから、小学部の教科として指導する際には、全部を替えることができません。

<新たに追加された部分>

- 道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該各学年より前の学年の内容の一部又は全部によって替えることができること。
- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。



Q19 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合の教育課程の取扱いについてはどのようなものがありますか

- 1 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、下記の対応をとることができます。
 - (1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対して教育を行う特別支援学校においては、外国語科又は外国語活動の一部又は全部を自立活動に替えることができます。
 - (2) 障害の状況で特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動の目標及び内容の一部に替えて自立活動を主として行うことができます。
 - (3) さらに、各教科、外国語活動の目標及び内容の全部又は総合的な学習の時間に替えて自立活動を行うこともできます。

- 2 上記の規定を適応する際には、以下のことに注意する必要があります。
 - (1) 一人一人の障害の状態が極めて多様であり、発達の諸側面にも不均衡が大きいが、他の児童生徒と同様、各教科、道徳科、外国語科、総合的な学習の時間、特別活動に加えて、自立活動を行うことが前提となっています。
 - (2) 小・中学部の在学期間に学校教育として提供すべき教育の内容を、卒業後の生活も考慮しながら適応するか否かを検討していきます。
 - (3) 障害が重複している、あるいはその障害が重度であるという理由だけで、各教科等の目標や内容の取扱いを検討することなく、安易に自立活動を主とした指導を行うことがないように留意する必要があります。

重複障害者については、特別支援学校小学部の1段階の目標達成が難しい児童に対して、1段階から丁寧に指導するという判断がある一方で、自立活動に替えて指導するという考え方もあります。

ただ後者の場合は、上記(1)の手続きを経た上で、慎重に行わなければなりません。それは各教科等に加えて、自立活動を取り入れることが前提となっているからです。

さらに、道徳科及び特別活動については、目標及び内容の全部を自立活動に替えることはできません。

<新たに追加された部分>

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の児童のうち知的障害を併せ有する場合には、外国語活動の目標及び内容の一部又は全部を知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の外国語活動の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができるものとする。



Q 2 0 訪問教育の場合は、どのような教育課程が考えられるでしょうか

障害のために通学して教育を受けることが困難な児童生徒は、一般的に障害が重複しており、医療上の制約や生活上の制約を受けていたりすることがあります。こうした児童生徒に教師を派遣して教育を行う場合は、弾力的な教育課程を編成することが必要となります。そのため訪問教育は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第Ⅰ章総則8節の1から4に示す教育課程を行うことができます。

Q 2 1 重複障害者や療養中の児童生徒の場合又は訪問教育を行う場合は、どのように授業時数を定めればよいでしょうか

重複障害者や療養中の児童生徒の場合又は訪問教育を行う場合は、各学年の総授業時数は、小学校や中学校に「準ずる」のではなく、特に必要があれば各学校で適切に定めることができます。

宮崎県では、訪問教育の週当たりの授業時間数について、小・中学部は6単位時間（週3日、各2単位時間）、高等部は8単位時間を原則としています。ただし、これは原則であり、児童生徒の障害の状態、医療上の規制や生活上の規制等も考慮して、総合的に検討した上で校長が定めることができます。

V 各教科

1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

Q 2 2 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科の目標及び内容は何か

各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領第2章、中学校学習指導要領第2章、高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示すものに準じます。指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮しなければなりません。

Q 2 3 視覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、教科指導上配慮することはどのようなものがありますか

1 的確な概念形成と言葉の活用

児童生徒が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、事物・事象や動作と言葉とを対応できるようになること。

観察や実験、操作活動などを通じた直接体験によって具体的なイメージを形づくったり、見学・調査などの体験的な学習などによって経験の拡充を図ったりしながら、経験と言葉を関連づけながら指導していくことが大切です。

2 点字等の読み書きの指導

児童生徒の視力や視野の程度、眼疾患の状態等に応じて点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導する。なお、点字を常用して学習する児童生徒に対しても、漢字、漢語の理解を促すため、児童生徒の発達段階に応じて適切な指導が行われるようにすること。

普通の文字の指導については、漢字を部首に分解し、教科書等の縦書き・横書きなどのレイアウトに慣れ親しませたり、視覚補助具を活用して読み書きができるようにしたりすることなどが大切です。点字を常用する児童生徒には、点字表記法の系統的な指導が必要です。また、文の内容を読み取りながらその先を予測しながら読むなど速く読み取る練習をしていくことも大切です。

漢字の指導は、日本語の文章を正しく理解し、表現するために重要です。漢字の音訓と意味、熟語の読みと意味と含まれる漢字などのつながりを理解し、適切に表現できるように、児童生徒に応じて指導していくことが大切です。

3 指導内容の精選等

指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的事項から積み上げて指導すること。

視覚障害のある児童生徒は、初めての内容を理解することに時間を要することがありますが、その内容の本質の理解や基礎的・基本的な事項の習得が十分であれば、それをもとに予測し、演繹的に推論したり、考えを深めたりすることも可能となります。そのため、今回の改訂では、「基礎的・基本的な事項から着実に習得できるように指導する」と示しています。

4 コンピュータ等の情報機器や教材等の活用

音声教材や触覚教材を活用し、視覚的な情報を聴覚や触覚で把握できるように指導内容・方法を工夫すること。

感光器のほかに、音声図書等を再生する機器、ボールペンの筆跡が浮き上がる表面作図器、触読用物差し、触読用三角定規、視覚障害者用そろばん、音声温度計、音声電圧計や音声電流計など聴覚や触覚を活用できる学習用具の活用により、児童生徒が主体的に学習できるよう工夫していくことが大切です。

弱視の児童生徒の見え方は様々で、視力のほかに、視野、色覚、眼振や羞明（まぶしさ）などに影響を受けます。指導の効果を高めるために、適切なサイズの文字や図表の拡大教材を用意したり、各種の弱視レンズ、拡大読書器などの視覚補助具を活用したり、机や書見台、照明器具等を工夫して見やすい環境を整えたりすることが大切です。

5 見通しをもった学習活動の展開

空間や時間の概念を形成し、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすること。

空間の概念を養うには、地図や図形の系統的な指導により概念形成を図ったり、自分を基準とした位置関係などを把握したりできるように指導を重ねる必要があります。

また、時間の概念を養うには、授業の流れや活動の手順を説明する時間を設定し、活動の最初から最後までを通して体験できるようにしたり、友達の活動状況など周囲の状況を説明したりするなどの配慮が必要です。

Q 2 4 聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、教科指導上配慮することはどのようなものがありますか

1 学習の基盤となる言語概念の形成と思考力の育成

学習の基盤となる語句や、文、文章などについて言語概念の形成を図り、言語による思考力を高めたりすること。

具体的経験をいかに言葉で表現し理解できるようにするかが大切なことです。また、その具体的経験を豊かにすることも重要です。

2 読書に親しみ書いて表現する態度の育成

読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うようにすること。

書かれた文字等を通して情報を収集したり、理解したりするために、読書活動が必要です。また、間接経験を通じて、視野を広げ、知識を習得し、社会性や人間性を養う上でも重要な活動です。

3 言葉等による意思の相互伝達

音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して発表や話し合い活動等を積極的に取り入れ、意思の相互伝達が行われるように指導方法を工夫すること。

児童生徒の障害の状態や発達の段階等に応じて、多様な方法（聴覚活用、読話、発音、発語、文字、キュード・スピーチ、指文字、手話など）を適切に選択・活用することが大切です。

4 保有する聴覚の活用

児童生徒一人一人の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動ができるようにすること。

補聴器や人工内耳の利用により児童生徒の聞こえの程度や聞こえ方は、より一層多様化しています。

このため、聴力測定や補聴器のフィッティング、補聴器の作動などへの配慮が欠かせません。また水泳等の補聴器を装用できない場合の指導においては、教師の声を直に聞かせるようにすることなども必要です。

5 指導内容の精選等

指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的事項に重点を置くなど指導を工夫すること。

各教科の指導計画の作成に当たっては、児童生徒の個別の指導計画に基づき、一人一人の聴覚障害の状態等を的確に把握し、児童生徒に即した指導内容を適切に精選し、指導に生かすようにすることが必要です。

6 教材・教具やコンピュータ等の活用

視覚的に情報が獲得しやすい教材・教具やコンピュータ等の情報機器を有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

視覚的な教材・教具やコンピュータ等を活用する場合でも、発問や板書を工夫するなどして児童生徒の話合い活動を重視し、言語によって、教科内容の的確な理解を促すよう配慮することが大切です。

Q25 肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、教科指導上配慮することはどのようなものがありますか

1 指導内容の設定等

児童生徒の身体の動きの状態や認知の特性、各教科の内容の習得状況等を考慮して、指導内容の取扱いに軽重をつけ、計画的に指導すること。

指導内容の設定に当たっては、様々な理由により授業時間が制約されるため、指導内容を適切に設定することが求められます。

2 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫

児童生徒の姿勢や認知の特性に応じて、指導方法を工夫すること。

学習活動に応じて適切な姿勢がとれるように、いすや机の位置及び高さなどを調整することについて、児童生徒の意見を聞きながら工夫するとともに、児童生徒自らがよい姿勢を保つことに注意を向けるよう日ごろから指導することが大切です。

脳性疾患等の児童生徒には、文字や図の特徴について言葉で説明を加えたり、読み取りやすい書体を用いたり、注視すべき所を指示したりすることなどが考えられます。また、着目させたい情報だけを取り出して指導した後、他の情報と関連付けたり比較したりするなど、指導の手順を工夫することなども考えられます。

3 補助具や補助的手段、コンピュータ等の活用

児童生徒の身体の動きや意思の表出の状態に応じて、補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用して指導の効果を高めること。

身体の動きや意思の表出の状態等により、歩行や筆記などが困難な児童生徒や、話し言葉が不自由な児童生徒などに対して、補助具や補助的手段の使用は、それらの改善の見通しに基づいて慎重に判断します。また、自立活動との関連を図りながら、適切に活用することが大切です。

4 自立活動の時間における指導との関連

特に自立活動の時間における指導と密接な関連を図り、学習効果を高めるようにすること。

肢体不自由のある児童生徒は、各教科の様々な学習活動が困難になることが少なくないことから、それらの困難を改善・克服するように指導することが必要です。

Q26 病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、教科指導上配慮することはどのようなものがありますか

1 指導内容の精選等

病気の状態や学習時間の制約、発達段階や特性等も考慮し、基礎的・基本的な事項を習得させる視点から指導内容を精選するとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科等相互の関連を図ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

各教科の目標や内容との関連性を検討し不必要な重複を避ける、各教科を合わせて指導する、教科横断的な指導を行うなど、他教科と関連させて指導することも大切です。

各教科の内容は、全学年までに学習したことを基盤にしていますが、病弱者である児童生徒の中には、前籍校と教科書や学習進度が違ったり学習の空白があったりするため、学習した事項が断片的になる、学習していない、学習が定着していないといったことがあります。

そのため、前籍校との連携を密にするとともに、各教科の学年間での指導内容のつながりや指導の連続性にも配慮して指導計画を作成する必要があります。

2 自立活動の時間における指導との関連

健康状態の維持や管理、改善に関する内容の指導に当たっては、自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

小学部における体育科の「心の健康」、「病気の予防」、家庭科の「栄養を考えた食事」及び中学部における保健体育科の「健康な生活と疾病の予防」、「心身の機能の発達と心の健康」、技術・家庭科の「衣食住の生活」等の心身の活動にかかわる内容については、自立活動における「病気の状態の理解と生活管理に関すること」、「健康状態の維持・改善に関すること」及び「情緒の安定に関すること」などの事項との関連を図り、自立活動の時間における指導と相補い合いながら学習効果を一層高めるようにすることが大切です。

3 体験的な活動における指導方法の工夫

体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、児童生徒の病気の状態や学習環境に応じた間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

病弱の児童生徒は、治療のため身体活動が制限されていたり、運動・動作の障害があったりするので、各教科や特別活動等での体験的な活動を伴う内容については、病気の状態や学習環境等により実施が困難な場合があります。そこで、ICT や VR (Virtual

Reality)の技術を使った機器等を活用して積極的に参加できるようにすることも大切です。

しかし、病気の状態等によっては、webサイトでの実験の様子を見て間接的に体験する、又はタブレット端末で実験シミュレーションアプリで疑似体験をする、テレビ会議システム等を活用するなど、指導方法を工夫して、学習効果を高めることが大切です。

4 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用

身体活動が制限されている児童生徒や認知上の特性がある児童生徒の指導に当たっては、実態に応じて教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫し、指導の効果を高めるようにすること。

身体活動が制限されている児童生徒や、高次脳機能障害や小児がんの晩期合併症などにより認知上の特性がある児童生徒の指導に当たっては、実態に応じて教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫し、学習が効果的に行えるようにすることが重要です。また病気のため教室に登校できない場合には、テレビ会議システムを活用したり、タブレット端末等の情報機器を使って教室の具体物をインターネットで遠隔操作できる場面を設けたりするなど、療養中でも、可能な限り主体的・対話的な活動ができるよう工夫することが重要です。

5 負担過重とならない学習活動

病気の状態を考慮し、学習活動が負担過重となる又は必要以上に制限することがないようにすること。

個々の児童生徒の病気の特性を理解し日々の病状の変化等を十分に考慮した上で、学習活動が負担過重にならないようにする必要があります。ただし、可能な活動はできるだけ実施できるように学校生活管理指導表などを活用して、適切に配慮することが必要であり、必要以上に制限しないことが重要です。

6 病状の変化に応じた指導上の配慮

病気のため、姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な児童生徒については、姿勢の変換や適切な休養の確保などに留意すること。

病気のため、長時間の学習活動が困難な児童生徒の指導に当たっては、医療機関と連携を図りながら、病状や体調の変化を見逃さないよう適宜、健康観察を行っていく必要があります。

そのことにより、体調の変化に気付かせ、自ら休憩を求める等の自己管理ができるようにすることが重要です。

2 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

Q 2 7 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等に係る具体的な改善事項について教えてください

1 具体的な改善事項

- 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標や内容について、小学校等との各教科等の目標や内容の連続性・関連性を整理し充実・改善が図られました。
- 小・中学部の各段階において、育成を目指す資質・能力を明確にすることで計画的な指導が行われるよう教科の目標に基づき、各段階の目標が示されました。
- 各学部間での円滑な接続を図るため、中学部について、新たに2段階を設けるとともに、各段階間の内容の系統性の充実が図られました。

現 行	小学部			中学部		高等部	
	1段階	2段階	3段階	1段階		1段階	2段階
↓							
改 訂 後	小学部			中学部		高等部	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階

- 小学部において、学校や児童の実態を考慮し、必要に応じて外国語活動を設けることが規定されました。
(特別支援学校学習指導要領第1章第3節の3の(1)の力参照)
- 小学部の児童のうち小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者、また、中学部の生徒のうち中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、児童生徒が就学する学部に対応する学校段階までの小学校学習指導要領等における各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定されました。
(特別支援学校学習指導要領第1章第8節の2参照)

知的障害のある児童生徒のための各教科の改訂のポイントは、目標や内容について段階ごとに示されたことや、小学校等の各教科の目標や内容との連続性・関連性が整理され、児童生徒一人一人に応じた指導が行いやすくなったことです。



Q 2 8 指導の形態について教えてください

指導の形態については、次の3つの場合があります。

1 教科別に指導を行う場合

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科をもとに各教科の内容の指導を行うこととなりますが、教科ごとの時間を設けて指導を行う場合は、「教科別の指導」と呼ばれています。

2 道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合

(1) 特別の教科 道徳

道徳科の指導に当たっては、個々の児童生徒の興味や関心、生活に結び付いた具体的な題材を設定し、実際的な活動を取り入れたり、視聴覚機器を活用したりするなどの一層の工夫を行い、児童生徒の生活や学習の文脈を十分に踏まえた上で、道徳的実践力を身に付けるよう指導することが大切です。

(2) 外国語活動

外国語活動の指導に当たっては、特別支援学校学習指導要領第4章第2款の3の(2)のイに示すとおり、第3学年以降の児童を対象とし、国語科の3段階の目標及び内容との関連を図ることが大切です。その際、個々の児童の興味や関心、生活に結び付いた具体的な題材を設定し、児童の発達の段階に考慮した内容を工夫するなどしていくことが大切です。

(3) 特別活動

特別活動の指導に当たっては、個々の児童生徒の実態、特に学習上の特性等を十分に考慮し、適切に創意工夫する必要があります。

(4) 自立活動

知的障害のある児童生徒は、全般的な知的発達の程度や適応行動の状態に比較して、言語、運動、動作、情緒等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障害に随伴して見られます。

このような状態等に応じて、各教科の指導などのほかに、自立活動の内容の指導が必要です。知的障害のある児童生徒の自立活動の考え方は、他の障害を有する場合の考え方と同じです。自立活動の指導は、個別の指導計画に基づいて、学習上の特性等を踏まえながら指導を進める必要があります。特に、自立活動の時間の指導では、個々の児童生徒の知的障害の状態等を十分考慮し、個人あるいは小集団で指導を行うなど、指導目標及び指導内容に即して効果的な指導を進めるようにすることが大切です。

3 各教科等を合わせて指導を行う場合

(1) 各教科等を合わせて指導を行う場合の根拠

- 学校教育法施行規則第130条第2項

特別支援学校において「知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育をする場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる」とされています。

各教科等を合わせて指導を行う場合とは、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては外国語活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいいます。各教科等を合わせて指導を行う際には、各教科等で育成を目指す資質・能力を明確にした上で、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第4節の1の(1)に留意しながら、効果的に実施していくことができるようにカリキュラム・マネジメントの視点に基づいて計画(Plan)-実施(Do)-評価(Check)-改善(Action)していくことが必要です。知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきており、それらは「各教科等を合わせた指導」と呼ばれています。

(2) 各教科等の目標及び指導計画

- 各教科等を合わせて指導を行う際は、児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等に即し、実施することが有効です。
- 中学部においては、総合的な学習の時間を適切に設けて指導をすることに留意する必要があります。
- 各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくことになり、育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要です。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習として設定されています。



Q 2 9 「日常生活の指導」はどのように指導すればよいですか

1 日常生活の指導の特徴

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について、知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するものです。

日常生活の指導は、生活科を中心として、特別活動の〔学級活動〕など広範囲に、各教科等の内容が扱われます。例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において、習慣的に繰り返される、必要で基本的な内容です。

2 指導上の留意点

日常生活の指導に当たっては、以下のような点を考慮することが重要です。

- (1) 日常生活や学習の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で取り組むことにより、生活や学習の文脈に即した学習ができるようにすること。
- (2) 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら取り組むことにより習慣化していく指導の段階を経て、発展的な内容を取り扱うようにすること。
- (3) できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な支援を行うとともに、生活上の目標を達成していくために、学習状況等に応じて課題を細分化して段階的な指導ができるものであること。
- (4) 指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されていること。
- (5) 学校と家庭等とが連携を図り、児童生徒が学校で取り組んでいること、また家庭等でこれまで取り組んできたことなどの双方向で学習状況等を共有し、指導の充実を図るようにすること。

日常生活の指導を進めるに当たっては、知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の小学部「生活科」、中学部「職業・家庭科」、高等部「職業科」「家庭科」の内容を参考にするとよいでしょう。

具体的な内容については、知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等によっても異なるので、児童生徒の実態を十分に把握し、一人一人の児童生徒に応じた内容を選定する必要があります。

また、指導に当たっては、学校と保護者が一貫した指導ができるように指導の内容・方法について共通理解する必要があります。

日常生活の指導の内容例として、以下のようなものがあります。

日常生活の指導の内容例

登校	目的地までの歩行、交通安全、交通機関・スクールバスの利用、靴の履き替え、雨具の始末、定刻までの登校、教師・友達との挨拶など
朝の支度	帽子・かばんの始末、持ち物の整理、連絡帳・ノート類の提出、着替え、用便など
係の仕事	窓の開閉、小動物・草花等の世話、机の整頓、黒板ふきの掃除、ごみ箱のごみ捨て、提出物の回収、日課の表示、係の仕事を責任持って行うことなど
朝の会	朝の挨拶、朝の歌、出欠調べ、月日・曜日・天気調べ、昨日のここの話し合い、今日の予定、日記の発表、給食の献立の発表、きまりや約束の確認、健康調べ（体温計等）、衛生検査（ハンカチ・ティッシュ）など
食事	手洗い、うがい、身支度、食器・食品の運搬、配膳、食事の挨拶、よくかんで食べること、好き嫌いをしないで食べること、食事のマナー、箸や食器の扱い方、食器の後始末、歯磨き、食後の遊びなど
掃除	身支度、分担しての仕事、机・椅子等の移動、掃き掃除（自在ぼうき）、モップがけ、雑巾がけ（ダストクロス）、掃除機の使用、床みがき、窓ふき（スクイージー）、用具の後始末、手洗いなど
帰りの支度	着替え、帽子・かばん等の持ち物の用意、ノート類・配付物の持ち帰り、用便など
帰りの会	1日の反省、明日の予定の確認、生活帳の記入、連絡帳の確認、帰りの歌、挨拶、戸締まりなど
下校	靴の履き替え、雨具の用意、目的地までの歩行、交通安全、交通機関・スクールバスの利用など

「日常生活の指導の手引」改訂版（文部省）

Q30 「遊びの指導」はどのように指導すればよいですか

遊びの指導は、主に小学部段階において、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものです。

特に小学部の就学直後をはじめとする低学年においては、幼稚部等における学習との関連性や発展性を考慮する上でも効果的な指導の形態となる場合がみられ、義務教育段階を円滑にスタートさせる上でも計画的に位置付ける工夫が考えられます。遊びの指導では、「生活科」の内容をはじめ、「体育科」など各教科等に関わる広範囲の内容が扱われ、場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定されます。

Q 3 1 「生活単元学習」はどのように指導すればよいですか

1 生活単元学習の指導の特徴

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するものです。

生活単元学習では、広範囲に各教科等の目標や内容が扱われます。

その指導では、児童生徒の学習活動は、実際の生活上の目標や課題に沿って指導目標や指導内容が組織されることが大切です。

また、小学部において、児童の知的障害の状態等に応じ、遊びを取り入れたり、作業的な指導内容を取り入れたりして、生活単元学習を展開している学校もあります。どちらの場合でも、個々の児童生徒の自立と社会参加を視野に入れ、個別の指導計画に基づき、計画・実施することが大切です。

2 指導上の配慮事項

生活単元学習の指導計画の作成に当たっては、以下のような点を考慮することが重要です。

- (1) 単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の知的障害の状態や生活年齢等及び興味や関心を踏まえたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- (2) 単元は、必要な知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成を図るものであり、生活上の望ましい態度や習慣が形成され、身に付けた指導内容が現在や将来の生活に生かされるようにすること。
- (3) 単元は、児童生徒が指導目標への意識や期待をもち、見通しをもって、単元の活動に意欲的に取り組むものであり、目標意識や課題意識、課題の解決への意欲等を育む活動をも含んだものであること。
- (4) 単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、学習活動の中で様々な役割を担い、集団全体で単元の活動に協働して取り組めるものであること。
- (5) 単元は、各単元における児童生徒の指導目標を達成するための課題の解決に必要なかつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。
- (6) 単元は、各教科等に係る見方・考え方を生かしたり、働かせたりすることのできる内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な意義のある経験ができるよう計画されていること。

Q 3 2 「作業学習」はどのように指導すればよいですか

1 作業学習の指導の特徴

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。

とりわけ、作業学習の成果を直接、児童生徒の将来の進路等に直結させることよりも、児童生徒の働く意欲を培いながら、将来の職業生活や社会自立に向けて基盤となる資質・能力を育むことができるようにしていくことが重要です。

作業学習の指導は、中学部では「職業・家庭科」の目標及び内容が中心となるほか、高等部では「職業科」「家庭科及び情報科」の目標及び内容や、主として専門学科において開設される各教科の目標及び内容を中心とした学習へとつながるものです。なお、小学部の段階では、「生活科」の目標及び内容を中心として作業学習を行うことも考えられますが、児童の生活年齢や発達の段階等を踏まえれば、学習に意欲的に取り組むことや、集団への参加が円滑にできるようにしていくことが重要となることから、「生活単元学習」の中で、道具の準備や後片付け、必要な道具の使い方など、作業学習につながる基礎的な内容を含みながら単元を構成することが効果的です。

2 作業学習の指導に当たっての配慮事項

作業学習の指導に当たっては、以下のような点を考慮することが重要です。

- (1) 児童生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む意義や価値に触れ、喜びや完成の成就感が味わえること。
- (2) 地域性に立脚した特色をもつとともに、社会の変化やニーズ等にも対応した持続性や教育的価値のある作業種を選定すること。
- (3) 個々の児童生徒の実態に応じた教育的ニーズを分析した上で、段階的な指導ができるものであること。
- (4) 知的障害の状態等が多様な児童生徒が、相互の役割等を意識しながら協働して取り組める作業活動を含んでいること。
- (5) 作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習時間及び期間などに適切な配慮がなされていること。
- (6) 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れと社会的貢献などが理解されやすいものであること。

3 作業の内容

作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、事務、販売、清掃、接客なども含み多種多様です。作業活動の種類は、生徒が自立と社会参加を果たしていく社会の動向なども踏まえ、地域や産業界との連携を図りながら、学校として検討していくことが大切です。

Q 3 3 「教科別の指導」において留意するのはどのようなことですか

1 実際の指導について

各教科の指導については、児童生徒の知的障害の状態等に応じて、具体的な指導内容を設定する必要があります。また、各教科の段階に示す目標及び内容がバランスよく取り扱われるよう、小学部は6年間、中学部・高等部は3年間を見通して、具体的な指導内容を設定する必要があります。以下に、小学部・中学部・高等部「国語」の目標、段階に示す目標を示します。

小学部・中学部・高等部「国語」の目標、段階に示す目標

学部	小学部		
教科の目標	言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。		
知識及び技能	(1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し使うことができるようにする。		
思考力・判断力・表現力等	(2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を身に付け、思考力や想像力を養う。		
学びに向かう力・人間性等	(3) 言葉で伝え合うよさを感じるとともに、言語感覚を養い、国語を大切にしてその能力の向上を図る態度を養う。		
段階の目標	1 段階	2 段階	3 段階
知識及び技能	ア 日常生活に必要な身近な言葉が分かり使うようになるとともに、いろいろな言葉や我が国の言語文化に触れることができるようにする。	ア 日常生活に必要な身近な言葉を身に付けるとともに、いろいろな言葉や我が国の言語文化に触れることができるようにする。	ア 日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に触れ、親しむことができるようにする。
思考力・判断力・表現力等	イ 言葉をイメージしたり、言葉による関わりを受け止めたりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合い、自分の思いをもつことができるようにする。	イ 言葉が表す事柄を想起したり受け止めたりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合い、自分の思いをもつことができるようにする。	イ 出来事の順序を思い出す力や感じたり想像したりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を身に付け、思い付いたり考えたりすることができるようにする。
学びに向かう力・人間性等	ウ 言葉で表すことやそのよさを感じるとともに、言葉を使おうとする態度を養う。	ウ 言葉がもつよさを感じるとともに、読み聞かせに親しみ、言葉でのやり取りを聞いたり伝えたりしようとする態度を養う。	ウ 言葉がもつよさを感じるとともに、図書に親しみ、思いや考えを伝えたり受け止めたりしようとする態度を養う。

学部	中学部	
教科の目標		
言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。		
知識及び技能	(1) 日常生活や社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。	
思考力・判断力・表現力等	(2) 日常生活や社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。	
学びに向かう力・人間性等	(3) 言葉がもつよさに気付くとともに、言語感覚を養い、国語を大切にその能力の向上を図る態度を養う。	
段階の目標	1 段階	2 段階
知識及び技能	ア 日常生活や社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しむことができるようにする。	ア 日常生活や社会生活、職業生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しむことができるようにする。
思考力・判断力・表現力等	イ 順序立てて考える力や感じたり想像したりする力を養い、日常生活や社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをもつことができるようにする。	イ 筋道立てて考える力や豊かに感じたり想像したりする力を養い、日常生活や社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをまとめることができるようにする。
学びに向かう力・人間性等	ウ 言葉がもつよさに気付くとともに、図書に親しみ、国語で考えたり伝え合ったりしようとする態度を養う。	ウ 言葉がもつよさに気付くとともに、いろいろな図書に親しみ、国語を大切に、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。
学部	高等部	
教科の目標		
言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。		
知識及び技能	(1) 社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。	
思考力・判断力・表現力等	(2) 社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。	
学びに向かう力・人間性等	(3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語を大切にその能力の向上を図る態度を養う。	
段階の目標	1 段階	2 段階
知識及び技能	ア 社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しむことができるようにする。	ア 社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができるようにする。
思考力・判断力・表現力等	イ 筋道立てて考える力や豊かに感じたり想像したりする力を養い、社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをまとめることができるようにする。	イ 筋道立てて考える力や豊かに感じたり想像したりする力を養い、社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げることができるようにする。
学びに向かう力・人間性等	ウ 言葉がもつよさを認識するとともに幅広く読書をし、国語を大切に、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。	ウ 言葉がもつよさを認識するとともに進んで読書をし、国語を大切に、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。

3 外国語科

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

Q34 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部第5・6学年に外国語科を新設した趣旨を教えてください

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校において、児童が将来どのような職業に就くとしても、外国語で多様な人々とコミュニケーションを図ることができる能力が、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定されます。その基礎的な力を育成するために小学部第3・4学年に「外国語活動」を、第5・6学年に「外国語科」を新設することになりました。

今回の高学年の外国語科の導入に当たっては、中央教育審議会答申を踏まえ、上記のような成果と課題等を踏まえた改善を図り、小学校中学年から外国語活動を導入し、「聞くこと」、「話すこと」を中心とした活動を通じて外国語に慣れ親しみ外国語学習への動機付けを高めた上で、高学年から発達の段階に依じて段階的に文字を「読むこと」、「書くこと」を加えて総合的・系統的に扱う教科学習を行うとともに、中学校への接続を図ることを重視することを趣旨としています。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案

小学校の教育課程に外国語を加え、各教科等の授業時数を以下のとおり変更する。

区 分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
各教科の 授業時数	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
特別の教科である道徳 の 授 業 時 数	34	35	35	35	35	35	
外国語活動の授業時数			35	35			
総合的な学習の時間 の 授 業 時 数			70	70	70	70	
特別活動の授業時数	34	35	35	35	35	35	
総 授 業 時 数	850	910	980	1015	1015	1015	

注) 中学校連携型小学校、義務教育学校前期課程、中学校併設型小学校においても同様

(この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。)



学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）

Q 3 5 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部第5・6学年の外国語科の目標及び内容は何か

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する外国語科の目標及び内容は小学校学習指導要領第2章第10節に示すものに準じています。
目標及び内容

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

外国語科の目標は、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成することです。今回の改訂では、育成を目指す三つの柱である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」のそれぞれに関わる目標を明確にし、各学校段階の学びを接続させるとともに、「外国語を使って何ができるようにするか」を明確にするという観点から改善・充実が図られています。

今回の改訂では、小学校中学年に新たに外国語活動を導入し、三つの資質・能力の下で、英語の目標として「聞くこと」、「話すこと〔やり取り〕」、「話すこと〔発表〕」の三つの領域を設定し、音声面を中心とした外国語を用いたコミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成した上で、高学年において「読むこと」、「書くこと」を加えた教科として外国語科を導入し、五つの領域の言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成することとしています。

また、高学年の外国語科の目標については、学年ごとに示すのではなく、より弾力的な指導ができるよう、2学年間を通した目標としています。

1 知識及び技能

外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。

「知識及び技能」については、実際に外国語を用いた言語活動を通して、外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、「読むこと」、「書くこと」に慣れ親しみ、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」による実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにします。

2 思考力、判断力、表現力等

コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。

「思考力、判断力、表現力等」については、具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報や考えなどを表現することを

通して、身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の簡単な語句や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができるよう指導します。

3 学びに向かう力、人間性等

外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

「学びに向かう力、人間性等」については、(1)(2)の資質能力をどのような方向性で働かせていくかを決定づける重要な要素です。「文化に対する理解」やコミュニケーションの相手となる「他者」に対する「配慮」を伴って、「主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度」を身に付けることを目標として、児童が興味をもって取り組むことができる言語活動を易しいものから段階的に取り入れたり、自己表現活動の工夫をしたりするなど、主体的に学習に取り組む態度の育成を目指した指導をします。

Q36 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部における外国語科について、指導上留意することはどのようなものがありますか

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する外国語科の目標及び内容は上記の小学校学習指導要領第2章第10節に示すものに準ずることになりますが、指導上留意することについて下記の事項が示されています。

(1) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。

今回の改訂では、小学部第5学年及び第6学年で新たに設けられた外国語科、小学部第3学年及び第4学年に新たに導入された外国語活動についても、児童生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、外国語科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることとしています。なお、「一部を取り扱わないことができる」とありますが、安易に取り扱わなくてもよいということではないことに留意する必要があります。

(2) 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができること。また、道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該各学年より前の学年の内容の一部又は全部によって、替えることができること。

この規定は、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年の前各学年の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができることを示しています。

(3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。

今回の改訂では、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、小学部第5学年及び第6学年で新たに設けられた外国語科については、児童生徒の障害の状態等により特に必要がある場合には、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができることとしています。

(2) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

Q37 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部における外国語科の位置付けはどのようになっていますか

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語科については、設けることができる教科としての位置付けは従前通りとし、段階は設けないこととしています。

今回、小学部の教育課程に外国語活動を位置付け、児童の実態により設けることができることとしたこと、また、学部段階で共通して育成を目指す資質・能力を明確にし、小学部で新設した外国語活動から高等部の外国語まで一貫した目標を設定することとしたことを踏まえ、中学部の外国語科において、目標及び内容の構成について以下の改善が行われています。

1 目標構成の改善

育成が求められる資質・能力を明確にする視点から、従前は「外国語に親しみ」、「簡単な表現を通して」、「外国語や外国への関心を育てる」の3点で構成していた目標が、資質・能力の三つの柱である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」で整理されました。この点については、小学校及び中学校の外国語科と同様の整理の仕方を行っています。ただし、目標の構成については、小学校及び中学校と異なる点があります。小学校及び中学校の外国語科では、三つの資質・能力の下に、英語の目標として言語能力の「聞くこと」、「話すこと〔やり取り〕」、「話すこと〔発表〕」、「読むこと」、「書くこと」の五つの領域を設定し、領域別の目標を示しています。これに対し、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語科では、領域別の目標を学習指導要領には示さないこととしました。これは、知的障害のある生徒の実態が多様であることや学習の特性等を踏まえ、個別の指導計画に基づき、単元などの指導計画を作成する際に適切に目標を定めるようにしたためです。

2 内容構成の改善

目標で示す三つの資質・能力を確実に身に付けることができるよう、従前「英語とその表現への興味・関心」、「英語での表現」の2点で構成していた内容を資質・能力の観点から「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」の2点で整理しました。

「知識及び技能」として「英語の特徴等に関する事項」を位置付けています。「思考力、判断力、表現力等」として「情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることに関する事項」を位置付けました。そして、「知識及び技能」及び「思考力、判断力、表現力等」を身に付けるための具体的な言語活動、言語の働き等を整理した「言語活動及び言語の働きに関する事項」を位置付けました。言語活動については、「聞くこと」、「話すこと〔やり取り〕」、「話すこと〔発表〕」、「読むこと」、「書くこと」の五つの領域を設定しました。

内容は、知的障害のある生徒の学習の特性を踏まえ、育成を目指す資質・能力が確実に育まれるよう、生徒が興味関心のあるものや日常生活及び社会生活と関わりがあるものなどを重視しています。

VI 特別の教科 道徳

Q38 道徳の教科化の経緯について教えてください

1 これまで

(1) 平成20年(小中)、21年(高)学習指導要領の改訂

ア 小、中学校において道徳の時間が道徳教育の「要」であることが明確化される。

イ 小、中学校において道徳推進教師を中心とした指導体制の充実を図る。

ウ 高等学校における道徳教育の全体計画作成を行う。

(2) 平成26年「私たちの道徳」作成・配布

「心のノート」を全面改訂し、児童生徒が道徳的価値について自ら考え、行動できるようになることをねらいとして作成した教材とする。

2 課題

歴史的経緯に影響され、道徳教育そのものを忌避しがちな風潮があったことや、受験科目でなく、通知表等に記入しないことから他教科より軽んじられること、読み物の登場人物の心情理解に偏った形式的な指導方法が行われる例があることなどから改善・充実に取り組む必要がありました。

3 諮問・答申

(1) 平成26年、文部科学大臣から中央教育審議会に諮問

ア 教育課程における道徳教育の位置づけ

イ 道徳教育の目標、内容、指導方法、評価

(2) 同年10月 答申

道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付けるなど、道徳教育についての学習指導要領の改善の方向性が示されました。

4 「特別の教科 道徳」

(1) 平成27年3月27日 学校教育法施行規則改正「道徳」を「特別の教科である道徳」とする。

(2) 小学校、中学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領の一部改正の告示を公示。

(3) 改正小学校学習指導要領は、平成27年4月1日から移行措置として、その一部又は全部を実施することが可能になり、平成30年4月1日から全面実施。

(4) 改正中学校学習指導要領は、平成27年4月1日から移行措置として、その一部又は全部を実施することが可能になり、平成31年4月1日から全面実施。

今回の改正は、「いじめ問題」への対応の充実や発達の段階をより一層ふまえた体系的なものとする観点から内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなど指導方法の工夫を図ることなどを示したものです。

Q 3 9 特別支援学校における特別の教科 道徳の目標及び内容は何ですか

1 目標について

小学部、中学部の道徳科の目標については、小学校学習指導要領第3章又は中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずることになっています。具体的には小学校、中学校、特別支援学校小・中学部ともに学習指導要領総則の中で、「特別の教科 道徳」の目標が同じ文言で示されています。

学習指導要領	小学校、中学校、特別支援学校小・中学部
総 則	道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、小学部（小学校）においては自己の生き方を考え、中学部（中学校）においては人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

高等部については、小学部、中学部における目標を基盤とし、さらに青年期の特徴を考慮して、健全な社会生活を営む上に必要な道徳性を一層高めることに努めるものとされています。

2 内容について

小学部、中学部の道徳科の内容についても目標と同じく、小学校学習指導要領第3章又は中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずることとなっており、次にあげる4つの項目について扱うことになっています。

	小学部（小学校）	中学部（中学校）
A	主として自分自身に関すること [善悪の判断、自立、自由と責任] [正直 誠実] [節度 節制] [個性の伸長] [希望と勇気、努力と強い意志] [真理の探求]	主として自分自身に関すること [自主、自律、自由と責任] [節度 節制] [向上心、個性の伸長] [希望と勇気、克己と強い意志] [真理の探求、創造]
B	主として人との関わりに関すること [親切 思いやり] [感謝] [礼儀] [友情 信頼] [相互理解 寛容]	主として人との関わりに関すること [思いやり、感謝] [礼儀] [友情 信頼] [相互理解 寛容]
C	主として集団や社会との関わりに関すること [規則の尊重] [公正 公平 社会正義] [勤労、公共の精神] [家族愛、家庭生活の充実] [よりよい学校生活、集団生活の充実] [伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度] [国際理解、国際親善]	主として集団や社会との関わりに関すること [遵法精神、公德心] [公正、公平、社会正義] [社会参画、公共の精神] [勤労] [家族愛、家庭生活の充実] [よりよい学校生活、集団生活の充実] [郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度] [我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度]

		[国際理解、国際親善]
D	主として生命や自然、崇高なものとの 関わりに関すること [生命の尊さ] [自然愛護] [感動、畏敬の念] [よりよく生きる喜び]	主として生命や自然、崇高なものとの関 わりに関すること [生命の尊さ] [自然愛護] [感動、畏敬の念] [よりよく生きる喜び]

具体的な内容については、小学校、中学校学習指導要領を参照してください。高等部の内容については、上記の小中学校を基盤とします。

道徳科の評価について

- 数値による評価ではなく、記述式であること。
- 他の児童生徒との比較による相対評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止め、励ます個人内評価として行うこと。
- 他の児童生徒と比較して優劣を決めるような評価はなじまないこと。
- 個々の内容項目ごとではなく、大きなまとまりを踏まえた評価を行うこと。
- 発達障害等の児童生徒についての配慮すべき観点等を学校や教員間で共有すること。



Q 4 0 特別の教科 道徳の指導計画の作成と内容の取扱いについて留意することはどのようなことですか

道徳の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、各特別支援学校を通じて小学校又は中学校に準ずるとしてあります。しかしながら、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校または中学校の学習指導要領に準ずるのみならず、特別支援学校独自の項目が三つ示されており、これらの事項に十分配慮する必要があります。

(1) 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。

特別支援学校に在籍する児童生徒の中には、障害があるということで、何ごとに対しても消極的な態度になりがちな児童生徒も見られます。こうしたことから特別の教科道徳を含め、学校の教育活動全体を通じ、日常の様々な機会を通して、児童生徒が自己の障害についての認識を深め、自ら進んで学習上又は生活上の困難を改善・克服し、強く生きようとする意欲を高めるよう留意して指導する必要があります。

(2) 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。

特別支援学校に在籍する児童生徒は、障害の状態によって、様々な経験の不足が課題になることがあります。道徳科における指導においても、各教科等との関連を密にしながら経験の拡充を図る必要があります。

(3) 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

知的障害者である児童生徒の指導における配慮点になります。道徳科の内容を指導する場合においても、他の各教科等の内容の指導同様、個々の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮することが重要であることから今回新設されました。

Ⅶ 外国語活動

1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

Q 4 1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部第3学年及び第4学年に新設された外国語活動の目標及び内容は何か

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する外国語活動の目標及び内容は小学校学習指導要領第4章に示すものに準じています。

1 目標及び内容

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方」は外国語で表現し合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に依りて、状況を整理しながら考えを形成し、再構築することであると表記されています。また、育成を目指す資質・能力の三つの柱である「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」のそれぞれに係わる目標を明確に設定しています。

(1) 知識及び技能

外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。

ア 「日本語と外国語との音声の違いに気づく」が追加されており、段階的に高学年、中等学校の外国語学習につながるようにしています。

イ 知識のみではなく体験を通して理解を深めることとしています。

ウ 日本語と外国語を比較することで日本語の音声の特徴に気づかせ、外国語を用いたコミュニケーションを通して、日本語についての理解を深めさせ、さらに外国語学習への意欲向上を図ります。

エ 外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむことで高学年以降の外国語学習につなげていきます。

(2) 思考力、判断力、表現力

身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。

外国語活動で身近で簡単な事柄について音声で十分にコミュニケーションを図っておくことが、高学年以降の外国語学習の動機付けになると考えられます。

(3) 学びに向かう力、人間性等

外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

ア (1) (2) の資質・能力をどのような方向性で働かせていくかを決定づける重要な要素と位置付けています。

イ 言語活動を易しいものから段階的に取り入れたり、自己表現活動の工夫をするなどして、児童の主体的に学習に取り組む態度の育成を目指します。

ウ 母語と外国語を比べることで、言語には普遍性、固有性があることに気づき、母語を外国語を通して相対化できるようにします。

エ 他者を尊重し、聞き手・読み手・話し手・書き手に配慮しながらのコミュニケーションを図ることが求められています。

オ 授業だけでなく、学校教育外においても、生涯にわたって継続して外国語習得に取り組もうという態度を養うことを目標としています。

Q 4 2 外国語活動の指導計画の作成と内容の取扱いについて留意することはどのようなことですか

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する外国語活動の目標及び内容は上記の小学校学習指導要領第4章に示すものに準ずることになりますが、指導計画の作成と内容の取扱いについては下記の事項が示されています。

(1) 児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、指導内容を適切に精選するとともに、その重点の置き方等を工夫すること。

(2) 指導に当たっては、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

ア (1)は指導内容の精選等に関する配慮事項です。指導に当たっての重視すべき点は、児童の障害の状態や特性、心身の発達の段階等を考慮し適切な指導内容の精選にあたることや重点のおき方等を工夫することになります。

イ (2)は自立活動の指導との関連に留意することです。外国語活動の目標の一つは、外国語を用いてのコミュニケーションを図ろうとする態度を養うことです。特別支援学校の児童はそれぞれ障害を有していることから外国語でのコミュニケーションにおいても困難が生じる場合があるため自立活動との関連が重要になります。

2 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

Q 4 3 小学部における外国語活動の新設の趣旨について教えてください

1 経緯

(1) 中央教育審議会答申 平成 28 年 12 月 21 日

小学校における外国語教育の充実を踏まえ、小学部において、実態等を考慮の上、外国語に親しんだり、外国の言語や文化について体験的に理解や関心を深めたりするため、教育課程に外国語活動の内容を加えることができるようにすることが適当である。

(2) 特別支援学校学習指導要領による規定 第 1 章総則第 3 節

知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部においては、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳科、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての児童に履修させるものとする。また、外国語活動については、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

2 小学校における外国語教育との関連

平成 23 年度に小学校高学年において外国語活動が導入され、その充実により、児童の高い学習意欲、中学生の外国語教育に対する積極性の向上といった変容などの成果が認められています。一方で課題も指摘されたことから、今回、小学校中学年に外国語活動を導入するに当たり、目標設定と体系的に内容構成を整理し、外国語学習への動機付けを高めた上で高学年や中学校への接続を図るようにしました。

3 知的障害のある児童の実態の考慮

知的障害のある児童においても、日常生活の中で外国の言語や文化に触れる機会が増えています。このため、小学校の外国語活動を踏まえながら、知的障害のある児童の実態を考慮し、外国語に親しんだり、外国の言語や文化について体験的に理解や関心を深めたりしながら、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成するよう、新たに外国語活動を教育課程に位置付けました。

Q 4 4 外国語活動の目標及び内容は何か

1 目 標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語や外国の文化に触れることを通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語を用いた体験的な活動を通して、日本語と外国語の音声の違いなどに気づき、外国語の音声に慣れ親しむようにする。【知識及び技能】
- (2) 身近で簡単な事柄について、外国語に触れ、自分の気持ちを伝え合う力の素地を養う。【思考力、判断力、表現力等】
- (3) 外国語を通して、外国の文化などに触れながら、言語への関心を高め、進んでコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。【学びに向かう力、人間性等】

小学部の外国語活動の目標は、「コミュニケーションを図る素地となる資質・能力」を育成することであり、中学部の外国語科の目標も同様となっています。高等部の外国語科では「コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力」の育成を目指しており、外国語活動を設ける場合は、小学部までの学習の成果が中学部での教育に円滑に接続され、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力が育成されるよう工夫します。

2 内 容

内容は【知識及び技能】と【思考力、判断力、表現力等】から構成されています。

(1) 知識及び技能について

児童が既に身に付けている語句や表現、ジェスチャー、動作等の非言語や実物や絵カード等の手掛かりを活用するなどの工夫をしながら、言葉を用いてコミュニケーションを図ることの楽しさを実感させるようにし、外国語のもつ音声やリズムなどに親しむことが大切です。外国の文化のみならず我が国の文化を含めた様々な国や地域の生活、習慣、行事などを積極的に取り上げ、体験的な活動を通して児童が違いに気付くようにします。

(2) 思考力、判断力、表現力等について

伝え合う力の素地を養うために、決められた表現を使った単なる反復練習のようなやり取りではなく、伝え合う目的や必然性のある場面でのコミュニケーションを重視します。表情や動作などで応じるようなコミュニケーションも大切にし、児童が外国語によるやり取りの様子を見聞きする機会を設けるようにします。

(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項について

ア 言語活動に関することについて

小学校の外国語活動においては、英語における目標が三つの領域にわたって示されたことから、「聞くこと」、「話すこと [やり取り]」、「話すこと [発表]」の三つの領域で言語活動を示しています。知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校における外国語活動では、児童のコミュニケーションに関する実態や障害による学習の特性等を踏まえ、話すことのうち [やり取り] と [発表] とを総合的に扱うこととしています。小学部における外国語活動において十分に聞いたり話したりする経験をしておくことが、中学部以降における五つの領域の

言語活動につながります。

知的障害による学習の特性を踏まえ、既に関験している活動や場面で用いる挨拶や語などを取り入れることとしています。知識として語句や表現を与えるのではなく、音声と事物とを結び付ける体験的な活動をとおして、児童自身がその意味を理解し語句や表現に慣れ親しんでいくようにします。伝える相手を児童が意識して話すような場面設定や体験を繰り返すことで、人前で発表したり、相手とやり取りしたりする基礎的な力が育まれます。身振りのほか、その言語を使う国や地域で用いられるジェスチャー、表情、動作、音声による表現が困難な児童の場合、表情や動作も用いることが考えられます。

イ 言語の働きに関する事項

歌やダンスのもつ特徴を踏まえて楽しみながら英語に触れる活動や、日常的に行っている動作や1日の生活の流れ、他教科等の学習で活動したことや身に付けたことなどを題材として取り扱うことが効果的です。国語科における言語の使用やコミュニケーションの様子などを含む児童の実態や経験、興味や関心などを考慮して、児童にとって身近でなじみのある活動を設定します。

Q 4 5 外国語活動の指導計画の作成と内容の取扱いについて留意することはどのようなことですか

1 指導計画の作成について

言語やその背景にある文化に対する関心をもつよう指導するとともに、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を行う際には、英語を取り扱うことが原則とされています。

(1) 指導計画作成に当たっての配慮事項

ア 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

具体的な課題等を設定し、児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、コミュニケーションのよさを感じながら活動を行い、英語の音声や語などの知識を二つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図るようにします。主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中ですべてが実現されるものではないため、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、視点をもって授業改善を進めます。

イ 対象児童

第3学年以降の児童を対象とし、国語科の3段階の目標及び内容との関連を図るようにします。

ウ コミュニケーションに関する内容との関連

言語や文化については体験的な理解を図ることとし、指導内容が必要以上に細部にわたったり、機械的に暗記するなど形式的になったりしないように留意します。

エ 他教科との関連による指導効果

国語科や音楽科、図画工作科などの他教科等で児童が学習したことを活用するなどの工夫により、指導の効果を高めます。広く言語教育として、国語教育をはじめとした学校におけるすべての教育活動と結び付けることが大切です。

オ 指導体制の充実及び指導方法の工夫

ネイティブ・スピーカーや外国生活の経験者、海外事情に詳しい人々、外国語に堪能な人々の協力を得るなどの指導体制の充実を図るようにします。知的障害のある児童の学習の特性や個々の児童の実態やねらい等について、指導者間で個別の指導計画等を用いて共通理解を図るとともに、授業中の役割分担や児童への関わり方などについて共通理解を図っておきます。

カ 視聴覚教材の積極的な活用

児童が外国語に触れる機会を充実させるため、視聴覚教材を積極的に活用します。使用する目的や場面及び児童の実態等を踏まえて視聴覚教材を選択するとともに、使用上の留意事項などを明確にしておきます。

キ 道徳科などとの関連

道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、特別の教科道徳に示す内容について外国語活動の特質に応じて適切な指導を行います。外国語活動の特質に応じて道徳科などとの関連を考慮しながら適切に指導する必要があります。外国語活動の年間指導計画の作成などに際して、道徳教育の全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮します。

2 内容の取扱いについて

内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとされています。

(1) 身近なコミュニケーションの場の設定

外国語を初めて学習する段階であることを踏まえ、日常生活でよく使われる外来語など児童に身近な表現や内容を活用し、児童の発達の段階や興味・関心に合ったコミュニケーションの場面で、外国語でのコミュニケーションを体験できるようにします。

(2) 聞くこと、話すことに関する言語活動を中心とすること

文字については児童の学習負担に配慮しつつ、音声によるコミュニケーションを補助するものとして取り扱います。知的障害のある児童の外国語活動の指導においては、外国語教育の「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと [やり取り]」、「話すこと [発表]」、「書くこと」の五つの領域のうち、音声によるコミュニケーションを重視し、「聞くこと」「話すこと」に関する言語活動を中心とします。英文だけを板書して指示するような、文字を使って行う指導とならないよう注意します。

(3) ジェスチャーなどの役割の理解

ジェスチャーや表情など言葉によらないコミュニケーションの手段もコミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、その役割を理解することができるようにします。その際、個々の児童のコミュニケーションの仕方などに配慮します。

(4) 国語や我が国の文化についての理解

外国語や外国の文化のみならず、我が国の文化についても理解を深めるようにします。音声や文字の違い、共通する言語の働きや特徴に気付くようにします。外国語でのコミュニケーションを繰り返し体験することで、表現の仕方は異なるが要求をする際は言葉を使うと便利であるといったことを実感し、より意識して言葉を使おうとすることなどが考えられます。

学習評価の趣旨

- ・ 小学校及び特別支援学校小学部の外国語活動について、設置者において、学習指導要領の目標及び具体的な活動等に沿って評価の観点を設定する。
- ・ また、各小学校において、観点を追加して記入できるようにする。
- ・ 外国語活動の記録については、評価の観点を記入した上で、それらの観点到照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。

平成22年5月11日「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」【文部科学省初等中等教育局長】より抜粋

- ・ 評価の観点は、中・高等学校における外国語科との連続性に配慮して設定する必要がある。具体的には、学習指導要領に定める「外国語活動」の目標、すなわち、言語や文化に関する体験的な理解、コミュニケーションを図ろうとする態度、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむことについて観点を設定し、学習評価を行うことが適当である。

平成22年3月24日「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」【中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会】より抜粋



VIII 総合的な学習の時間、総合的な探究の時間

Q 4 6 総合的な学習の時間の目標及び内容は何か

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、小学部第3学年以上及び中学部において、また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、中学部において、それぞれ適切な授業時数を定めることとされています。

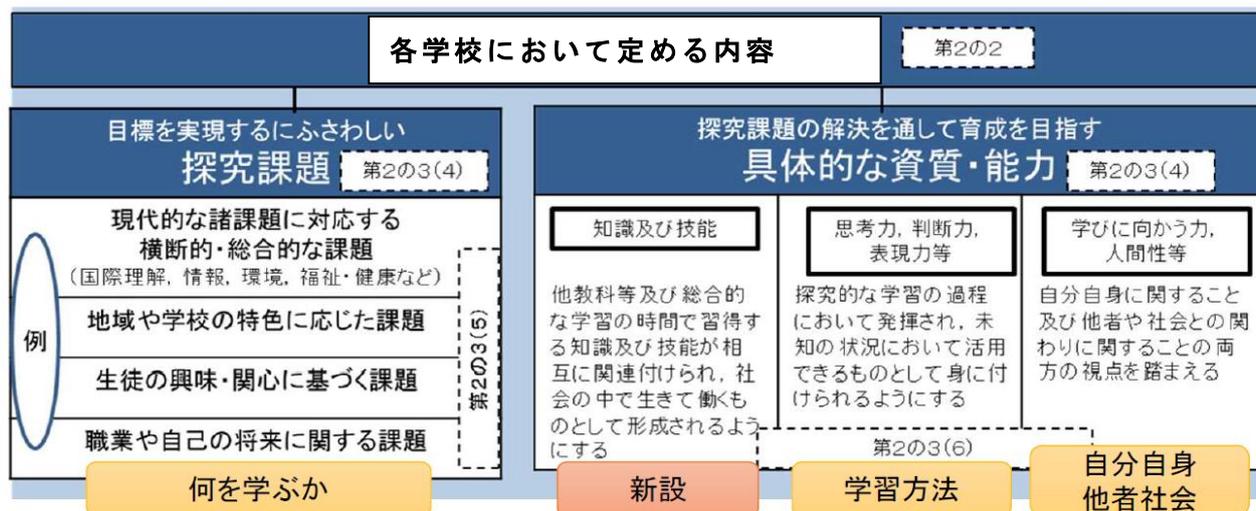
1 目標（小学部・中学部共通）

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

2 内容

各学校においては、第1の目標を踏まえ、総合的な学習（探究）の時間の内容を定めることが求められています。総合的な学習（探究）の時間の内容については、「目標を実現するにふさわしい探究課題」、「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つを定める必要があり、指導計画に適切に位置付けることが求められています。



●目標の実現に向けて、各学校として設定した、児童生徒が探究的な学習に取り組む課題。従来「学習対象」として説明されてきたものに相当する。

●各学校において定める目標に明示された資質・能力を、各探究課題に即して具体的に示したもの。教師の適切な指導の下、児童生徒が各探究課題の解決に取り組む中で、育成することを旨とする資質・能力。

3 各学校において定める目標及び内容の取扱い

各学校において定める目標及び内容の設定に当たっては、次の事項に配慮するものとします。

- (1) 各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと。
- (2) 他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視すること。
- (3) 日常生活や社会との関わりを重視すること。
- (4) 目標を実現するにふさわしい探求課題、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を示すこと。
- (5) 学校の実態に応じて地域や学校の特色に応じた課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題(中学部)などを踏まえて設定すること。
- (6) 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、次の事項に配慮すること。
 - ア 知識及び技能については、他教科等及び総合的な学習の時間で習得する知識及び技能が相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形成されるようにすること。
 - イ 思考力、判断力、表現力等については、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現などの探究的な学習の過程において発揮され、未知の状況において活用できるものとして身に付けられるようにすること。
 - ウ 学びに向かう力、人間性等については、自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を踏まえること。
- (7) 教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力が育まれ、活用されること。

総合的な学習の時間の目標の設定例は、解説の以下のページを参照してください。

○小学校学習指導要領解説総合的な学習の時間編冊子版pp.70～71

○中学校学習指導要領解説総合的な学習の時間編冊子版pp.66～67

○高等学校学習指導要領解説総合的な探究の時間編 HP 版 pp.85～86



Q 4 7 総合的な学習の時間の指導計画の作成と内容の取扱いについて留意することはどのようなことですか

1 特別支援学校における留意事項

(1) 学習活動が効果的に行われるための配慮事項

児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。

(2) 体験活動に当たっての配慮事項

体験活動に当たっては安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。

(3) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部における配慮事項

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部において、探究的な学習を行う場合には、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。

探究的な学習のよさを理解すること、実社会や実生活の中から問いを見いだし解決していくこと、探究的な学習に主体的・協働的に取り組めるようにすることなどが求められます。その際に、知的障害のある生徒の学習上の特性として、抽象的な内容が分かりにくいことや、学習した知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、実際の生活に関する課題の解決に応用されるようにしていくためには、具体の場面や物事に即しながら段階的な継続した指導が必要になります。

2 指導計画の作成について

指導計画の作成に当たって配慮する事項のポイントは以下のとおりです。

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現

年間や単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようとする。児童生徒や学校、地域の実態等に応じて、児童生徒が探究的な見方・考え方を働かせ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。

(2) 全体計画及び年間指導計画の作成

学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。

(3) 各教科や道徳科との関連

他教科等及び総合的な学習の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようとする。他教科等の目標及び内容との違いに留意し、また、道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、総合的な学習の時間の特質に応じて適切に指導すること。

(4) 総合的な学習の時間の名称について

各学校において適切に定めること。

3 内容の取扱いについて

内容の取扱いに当たって配慮する事項のポイントは以下のとおりです。

(1) 目標及び内容に基づいた指導

各学校において定める目標及び内容に基づき、児童生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行います。指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うようにします。

(2) 探究的な学習の過程の重視

他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動を行います。コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫し、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮します。

(3) 体験活動の重視

自然活動やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などを積極的に取り入れるようにし、目標並びに各学校において定める目標及び内容を踏まえ、探究的な学習の過程に適切に位置付けるようにします。

(4) 学習形態及び指導体制

グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ、全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行います。学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用を行います。

(5) 国際理解に関する学習（小学部）

探究的な学習に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにします。

(6) 情報に関する学習（小学部）

探究的な学習に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにします。プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には、プログラミングを体験することが、探求的な学習の過程に適切に位置付くようにします。

(7) 職業や自己の将来に関する学習（中学部）

探究的な学習に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにします。

Q 4 8 総合的な探究の時間について教えてください

1 総合的な学習の時間の改訂の趣旨

平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申において、「高等学校においては、小・中学校における総合的な学習の時間の取組の成果を生かしつつ、より探究的な活動を重視する視点から、位置付けを明確化し直すことが必要と考えられる。」とされたことを受け、特別支援学校高等部においても、より探究的な活動を重視する視点から位置付けを明確にするため、総合的な学習の時間を「総合的な探究の時間」に改めました。目標及び内容等については、高等学校に準ずることは従前と同様ですが、知的障害者である生徒に対する配慮事項が新たに示されました。

- 1 生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、中学部又は中学校までの学習を踏まえ、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、探究的な学習を行う場合には、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。

2 目標の改善

総合的な学習の時間は、課題を解決することで自己の生き方を考えていく学びであるのに対して、総合的な探究の時間は、自己の在り方生き方と一体的で不可分な課題を自ら発見し、解決していくような学びを展開していきます。総合的な探究の時間の目標は、「探究の見方・考え方」を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することを目指すものであることを明確化しました。教科・科目等横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう、各学校が総合的な探究の時間の目標を設定するに当たっては、各学校における教育目標を踏まえて設定します。

総合的な探究の時間の目標

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

知識及び技能	思考力・判断力・表現力等	学びに向かう力・人間性等
探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。	実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめて表現することができるようにする。	探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

3 各学校において定める目標及び内容

各学校で定める目標について、「各学校における教育目標を踏まえ、総合的な探究の時間を通して育成を目指す資質・能力を示す」とともに、「他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視する」こととしており、各学校の教育目標と直接つながる重要な役割を位置付けています。1の目標を踏まえ、各学校の目標及び内容を定めることになっています。

4 各学校において定める目標及び内容の取扱い

各学校において定める目標及び内容の設定に当たっては、以下の事項に配慮します。

- (1) 各学校における教育目標を踏まえ、総合的な探究の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと。
- (2) 他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視すること。
他教科等と連携しながら、問題の解決や探究活動を行うという総合的な探究の時間の特質を十分に踏まえた活動を展開する必要を示しています。
- (3) 地域や社会との関わりを重視すること。
- (4) 目標を実現するにふさわしい探究課題や探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を示すこと。
- (5) 地域や学校の実態、生徒の特性等や課題を踏まえて課題設定をすること。
(例)国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の進路に関する課題など。
- (6) 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力について配慮する事項
 - ア 知識及び技能
他教科等及び総合的な探究の時間で習得する知識及び技能が相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形成されるようにすること。
 - イ 思考力、判断力、表現力等
課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現などの探究の過程において発揮され、未知の状況において活用できるものとして身に付けられるようにすること。
 - ウ 学びに向かう力、人間性等
自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を踏まえること。
- (7) 教科・科目等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力が育まれ、活用されるものとなるよう配慮すること。

5 総合的な探究の時間の特質に応じた学習の在り方

探究とは、問題解決的な学習が発展的に繰り返されていくことであり、物事の本質を自己との関わりで探り見極めようとする一連の知的営みのことです。

実社会や実生活の課題について探究のプロセス（①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現）を通して、生徒が実際に考え、判断し、表現するこ

とを通して身に付けていくことが大切になります。

① 課題の設定

日常生活や社会に目を向けた時に湧き上がってくる疑問や関心に基づいて、自ら課題を見付ける。

② 情報の収集

そこにある具体的な問題について情報を収集する。

③ 整理・分析

その情報を整理・分析したり、知識や技能に結び付けたり、考えを出し合ったりしながら問題の解決に取り組む。

④ まとめ・表現

明らかになった考えや意見などをまとめ・表現し、そこからまた新たな課題を見付け、更なる問題の解決を始める、といった学習活動を発展的に繰り返していく。

6 学習内容、学習指導の改善・充実

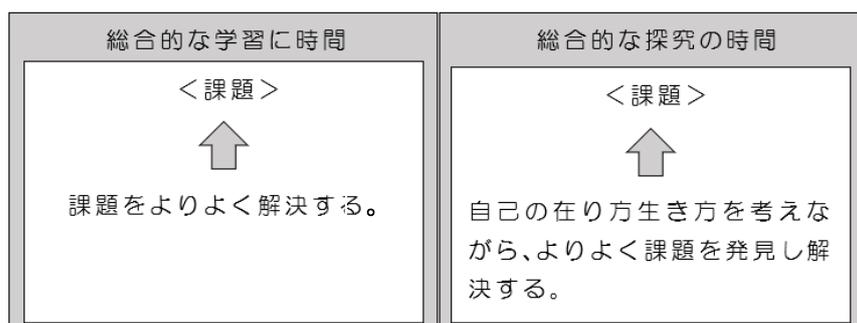
各学校は総合的な探究の時間の目標を実現するにふさわしい探究課題を設定するとともに、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を設定するよう改善しました。

(1) 課題の解決や探究活動の中で、各教科・科目等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活の中で総合的に活用できるものとする。

(2) 課題を探究する中で、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動（「考えるための技法」を自在に活用する）、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信する学習活動を行うこと。

(3) 自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること等は引き続き重視すること。

小・中学校で履修する「総合的な学習の時間」と、高等学校で履修する「総合的な探究の時間」には、共通性と連続性がある一方で、一部異なる特質があります。これは、生徒の発達の段階において求められる探究の姿と関わるものであり、課題と自分自身との関係で考えることとなります。



Q 4 9 総合的な探究の時間の指導計画の作成と内容の取扱いについて留意することはどのようなことですか

1 単位数及び授業時数について

総合的な探究の時間については、特に示す場合を除き、全ての生徒に履修させるものとされています。視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各学校において生徒や学校の実態に応じて、適切な単位数を定めるものと規定されています。

総合的な探究の時間に充てる授業時数は、各学校において、生徒や学校の実態に応じて、適切に定めるものとする。

授業時数については、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の授業時数との関連や生徒や学校の実態との関連から、各学校において適切に定めます。

ただし、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科等の総授業時数を各学年で 1,050 単位時間を標準とし、総合的な探究の時間については、配当学年を定めた上で授業時数を適切に定めるものとしています。

授業時数の配当については年間 35 週行うことは標準とはされていないため、生徒や学校の実態に応じて配当することが求められ、卒業までの各学年において実施する方法のほか、特定の学年において実施する方法も可能です。また、年間 35 週行う方法と、特定の学期又は特定の期間に行う方法を組み合わせて活用することも可能です。

2 総合的な探究の時間の実施による特別活動の代替について

総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

総合的な探究の時間においては、生徒や学校、地域の実態等に応じて、教科・科目等の枠を超えた横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動を行います。総合的な探究の時間において、総合的な探究の時間と特別活動の両方の趣旨を踏まえた体験活動を実施した場合に、特別活動の代替を認めることがあります。特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な探究の時間の代替を認めるものではありません。

(該当する例) 自然体験活動や就業体験活動、ボランティア活動において、よりよい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた活動を行い、旅行・集団宿泊的行事と勤労生産・奉仕的行事と同様の成果も期待できる場合。

(該当しない例) 特定の教科の知識及び技能の習得を図る学習活動や体育祭や文化祭のような特別活動の健康安全・体育的行事、文化的行事の準備など。

Ⅸ 特別活動

Q50 特別活動の目標は何ですか

	小学部	中学部	高等部
	小学校学習指導要領第6章に示すものに準ずる	中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずる	高等学校学習指導要領第5章に示すものに準ずる
目 標	<p>集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。</p> <p>(1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。</p>		
	(3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。	(3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。	(3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

Q51 各活動・学校行事の目標及び内容は何ですか

1 小学部

学 級 活 動	目 標	<p>学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。</p>
	内 容	<p>資質・能力を育成するため、全ての学年において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。</p> <p>(1) 学級や学校における生活づくりへの参画 ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決 イ 学級内の組織づくりや役割の自覚 ウ 学校における多様な集団の生活の向上</p> <p>(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 ア 基本的な生活習慣の形成 イ よりよい人間関係の形成 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 エ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成</p> <p>(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現 ア 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成 イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解</p>

		ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用
児童会活動	目標	異年齢の児童同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。
	内容	資質・能力を育成するため、学校の全児童をもって組織する児童会において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。 (1) 児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流 (3) 学校行事への協力
クラブ活動	目標	異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。
	内容	資質・能力を育成するため、主として第4学年以上の同好の児童をもって組織するクラブにおいて、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に、考えて実践できるよう指導する。 (1) クラブの組織づくりとクラブ活動の計画や運営 (2) クラブを楽しむ活動 (3) クラブの成果の発表
学校行事	目標	全校又は学年の児童で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。
	内容	資質・能力を育成するため、全ての学年において、全校又は学年を単位として、次の各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。 (1) 儀式的行事 学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにすること。 (2) 文化的行事 平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするようにすること。 (3) 健康安全・体育的行事 心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。 (4) 遠足・集団宿泊的行事 自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。 (5) 勤労生産・奉仕的行事 勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。

2 中学部

学級活動	目標	学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。
------	----	--

	内容	<p>資質・能力を育成するため、全ての学年において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。</p> <p>(1) 学級や学校における生活づくりへの参画 ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決 イ 学級内の組織づくりや役割の自覚 ウ 学校における多様な集団の生活の向上</p> <p>(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成 イ 男女相互の理解と協力 ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応 エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成 オ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成</p> <p>(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現 ア 社会生活、職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用 イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成 ウ 主体的な進路の選択と将来設計</p>
生徒会活動	目標	<p>異年齢の生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。</p>
	内容	<p>資質・能力を育成するため、学校の全生徒をもって組織する生徒会において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。</p> <p>(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 (2) 学校行事への協力 (3) ボランティア活動などの社会参画</p>
学校行事	目標	<p>全校又は学年の児童で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。</p>
	内容	<p>資質・能力を育成するため、全ての学年において、全校又は学年を単位として、次の各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。</p> <p>(1) 儀式的行事 学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにすること。</p> <p>(2) 文化的行事 平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするようにすること。</p> <p>(3) 健康安全・体育的行事 心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。</p> <p>(4) 旅行・集団宿泊的行事 平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむ。</p>

3 高等部

ホームルーム活動	目 標	ホームルームや学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、ホームルームでの話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。
	内 容	<p>資質・能力を育成するため、全ての学年において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。</p> <p>(1) ホームルームや学校における生活づくりへの参画 ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決 イ ホームルーム内の組織づくりや役割の自覚 ウ 学校における多様な集団の生活の向上</p> <p>(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成 イ 男女相互の理解と協力 ウ 国際理解と国際交流の推進 エ 青年期の悩みや課題とその解決 オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立</p> <p>(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現 ア 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解 イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用 ウ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成 エ 主体的な進路の選択決定と将来設計</p>
生徒会活動	目 標	異年齢の生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。
	内 容	<p>資質・能力を育成するため、学校の全生徒をもって組織する生徒会において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。</p> <p>(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 (2) 学校行事への協力 (3) ボランティア活動などの社会参画</p>
学校行事	目 標	全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。
	内 容	<p>資質・能力を育成するため、全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、次の各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。</p> <p>(1) 儀式的行事 学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにすること。</p> <p>(2) 文化的行事 平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするようにすること。</p> <p>(3) 健康安全・体育的行事 心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。</p>

	<p>(4) 旅行・集団宿泊的行事 平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。</p> <p>(5) 勤労生産・奉仕的行事 勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験活動などの勤労観・職業観の形成や進路の選択決定などに関する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。</p>
--	---

X 自立活動

Q 5 2 自立活動とは何ですか

1 自立活動の意義

(1) 自立活動とは

小・中学校等の教育は、幼児児童生徒の生活年齢に即して系統的・段階的に進められています。そして、その教育の内容は、幼児児童生徒の発達の段階等に即して選定されたものが配列されており、それらを順に教育することにより人間として調和のとれた育成が期待されています。

しかし、障害のある幼児児童生徒は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまづきや困難が生じることから、小・中学校等の幼児児童生徒と同じように心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えません。そこで、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となります。このため、特別支援学校においては、小・中学校等と同様の各教科等に加えて、特に自立活動の領域を設定し、それらを指導することによって、幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指しています。

(2) 自立活動の教育課程上の位置付け

特別支援学校の目的については、学校教育法第 72 条で、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」ことが示されています。後段に示されている「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける」とは、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う指導のことであり、自立活動の指導を中心として行われるものです。すなわち、自立活動は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域です。この自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行われなければなりません。このように、自立活動は、障害のある幼児児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置を占めていると言えます。

2 自立活動の指導の基本

(1) 自立活動の指導の特色

自立活動の指導は、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、個々の幼児児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に即して指導を行うことが基本です。そのため、自立活動の指導に当たっては、個々の幼児児童生徒の的確な実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、個別に指導目標（ねらい）や具体的な指導内容を定めた個別の指導計画が作成されています。個別の指導計画に基づく自立活動の指導は、個別指導の形態で行われることが多いのですが、指導目標（ねらい）を達成する上で効果

的である場合には、幼児児童生徒の集団を構成して指導することも考えられます。しかし、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意することが重要です。

(2) 自立活動の内容とその取扱いについて

ア 学習指導要領等に示す自立活動の内容

幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領等に示されている各教科等の「内容」は、すべての幼児児童生徒に対して確実に指導しなければならない内容です。これに対して、特別支援学校の学習指導要領等で示す自立活動の「内容」は、各教科等のようにそのすべてを取り扱うものではなく、個々の幼児児童生徒の実態に応じて必要な項目を選定して取り扱うものです。つまり、自立活動の内容は、個々の幼児児童生徒に、そのすべてを指導すべきものとして示されているものではないことに十分留意する必要があります。

イ 自立活動の内容の考え方

自立活動の「内容」は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成しており、それらの代表的な要素である 27 項目を、

- 1 「健康の保持」
- 2 「心理的な安定」
- 3 「人間関係の形成」
- 4 「環境の把握」
- 5 「身体の動き」
- 6 「コミュニケーション」

の六つの区分に分類・整理したものです。自立活動の内容は、六つの区分の下に、それぞれ 3～5 の項目を示してあります。

ウ 具体的な指導内容

学習指導要領等に示す自立活動の「内容」とは、個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素となるものです。したがって、個々の幼児児童生徒に設定される具体的な指導内容は、個々の幼児児童生徒の実態把握に基づき、自立を目指して設定される指導目標（ねらい）を達成するために、学習指導要領等に示されている内容から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定されるものです。

自立活動の内容は大綱的に示してあることから、項目に示されている文言だけでは、具体的な指導内容をイメージしにくい場合があります。障害のある幼児児童生徒の実態は多様であり、自立活動の内容の示し方はある程度大綱的にならざるを得ません。そこで、自立活動の指導を担当する教師には、学習指導要領等に示された内容を参考として、個々の幼児児童生徒の実態を踏まえ、具体的な指導内容の設定を工夫することが求められます。また、個々の幼児児童生徒に指導する具体的な指導内容は、六つの区分の下に示された 27 項目の中から必要とする項目を選定した上で、それらを相互に関連付けて設定することが重要です。

実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れについては、Q53にて詳しく説明しています。

(3) 自立活動の指導の進め方

自立活動は、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、個々の幼児児童生徒の障害の状態や発達段階等に即して指導を行うことが必要です。そのため、自立活動の指導に当たっては、幼児児童生徒一人一人の実態を的確に把握して個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開しなければなりません。個別の指導計画に基づく指導では、次の点について十分留意する必要があります。

ア 個別の指導計画の作成に当たっては、個々の幼児児童生徒に関する様々な実態の中から必要な情報を把握して的確に課題を抽出し、それに基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討し、指導目標（ねらい）や具体的な指導内容を設定することが大切です。このように個別の指導計画を作成するためには、一定の専門的な知識や技能が必要です。そのため、自立活動の指導における個別の指導計画の作成には、校内で専門的な知識や技能のある教師が関与することが求められ、各学校に専門的な知識や技能のある教師が適切に配置されていることや、各学校においてこうした教師を計画的に養成していくことが必要です。また、必要に応じて、外部の専門家と連携を図ることも有効です。

特に、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターは、校内における取組だけではなく、地域の小・中学校等の特別支援学級や通級による指導における自立活動の指導の充実を支援するために、特別支援学校の専門性を活用し、教育相談や研修等を実施するなど、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）の中で、特別支援教育コーディネーターとしての機能を発揮していくことが求められます。

イ 個別の指導計画に基づいて行われた指導については、適切な評価の下に改善を図ることが大切です。どのような指導においても、学習の評価に基づいて指導の改善を図っていかなければならないことに変わりはありません。自立活動の場合には、指導目標（ねらい）や指導内容についても個別に設定されていることから、計画の妥当性について検討する際には、指導の効果をどのように評価するのかについても明らかにしておく必要があります。その際、指導の効果を適切かつ多面的に判断するため、自立活動の指導の担当者だけでなく、各教科等の指導に関わっている教師間の協力の下に評価を行うとともに、必要に応じて、外部の専門家や保護者等との連携を図っていくことも大切です。

ウ 特別支援学校に在学する幼児児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受ける児童生徒について作成することとされている個別の指導計画は、障害のある幼児児童生徒一人一人に対する自立活動のきめ細やかな指導を組織的・継続的に行うために重要な役割を担っています。また、幼稚部から小学部、小学校等から特別支援学校、特別支援学校から中学校等への進学や転学が行われた場合に、各学校において、前籍校等から引き継いだ個別の指導計画を基に、幼児児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等や自立活動の学習状況等を踏まえた継続的な指導が行われるよう、個別の指導計画の引継ぎ、活用についての考え方や留意点を明確にしておくことが必要です。

(4) 知的障害者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の自立活動

知的障害者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校に在学する幼児児童生徒には、全般的な知的発達の程度や適応行動の状態に比較して、言語、運動、動作、情緒、行動等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障害

に随伴して見られます。そのような障害の状態による困難の改善等を図るためには、自立活動の指導を効果的に行う必要があります。

なお、学校教育法施行規則第130条第2項に基づいて、各教科、特別の教科道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部について、合わせた指導を行う場合においても、自立活動について個別の指導計画を作成し、指導目標や指導内容を明記する必要があります。

Q53 自立活動における今回の改訂の要点を教えてください

1 自立活動の内容について

従前の内容は、六つの区分の下に26項目が示されていました。

今回の改訂では、六つの区分は従前と同様ですが、発達障害や重複障害を含めた障害のある幼児児童生徒の多様な障害の種類や状態等に応じた指導を一層充実するため、「1 健康の保持」の区分に「(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。」の項目を新たに設けました。

また、自己の理解を深め、主体的に学ぶ意欲を一層伸長するなど、発達の段階を踏まえた指導を充実するため、「4 環境の把握」の区分の下に設けられていた「(2) 感覚や認知の特性への対応に関すること」の項目を「(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。」と改めました。さらに、感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握にとどまることなく、把握したことを踏まえて、的確な判断や行動ができるようにすることを明確にするため、「(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。」の項目を「(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。」と改めました。

2 個別の指導計画の作成と内容の取扱いに関する手続きを整理する際の配慮事項の充実

○ 個別の実態把握から指導目標（ねらい）や具体的な指導内容の設定までの手続きの中に、「指導すべき課題」を明確にすることを加え、手続きの各過程を整理する際の配慮事項を示しました。

○ 個々の幼児児童生徒に対し、自己選択及び自己決定する機会を設けることによって、思考したり、判断したりすることができるような指導内容を取り上げることを新たに示しました。

○ 個々の幼児児童生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げることを新たに示しました。

3 自立活動の具体的な指導内容を設定するまでの例を充実

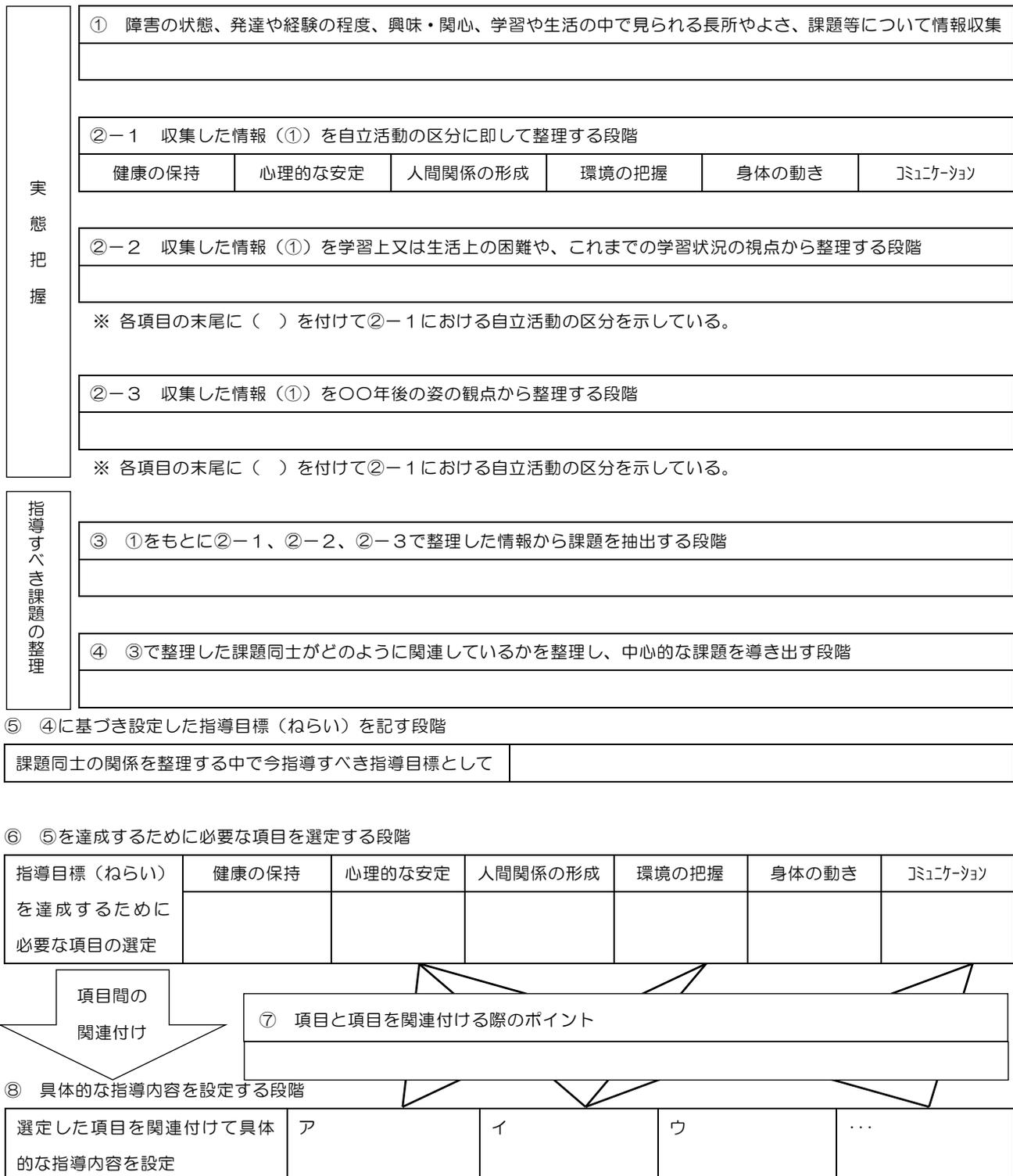
(1) 「流れ図」について

下図は、個々の幼児児童生徒の実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例を示したものです。ここでは、実態把握から指導目標（ねらい）を設定したり、具体的な指導内容を設定したりするまでの過程において、どのような観点で整理していくか、その考え方についてまとめています。

段 階		内 容
実態把握	①	障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報を収集する。
	②-1	収集した情報（①）を自立活動の区分に即して整理する。
	②-2	収集した情報（①）を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する。
	②-3	収集した情報（①）を〇〇年後の姿の観点から整理する。

指導すべき課題の整理	③ ④	①をもとに②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する。 ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す。
⑤		④に基づき設定した指導目標（ねらい）を記す。
⑥		⑤を達成するために必要な項目を選定する。
⑦		項目と項目を関連付ける際のポイントを示す。
⑧		⑥で選定した項目同士を関連付けて具体的な指導内容を設定する。

(2) 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ



4 小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領における自立活動

(1) 総則における特別な配慮を必要とする児童生徒への指導

今回の改訂では、特別支援教育に関する教育課程編成の基本的な考え方や個に応じた指導を充実させるための教育課程実施上の留意事項などが一体的に分かるよう、学習指導要領の示し方について充実が図られました。

(2) 特別支援学級における自立活動

特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方の一つとして、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。」を新たに示しました。

(3) 通級による指導における自立活動

通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合について、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。」を新たに示しました。

(4) 個別の指導計画等の作成

特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒については、「個々の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。」を新たに示しました。

Q54 自立活動の内容の六つの区分について教えてください

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を検討して、その中の代表的なものを項目として六つの区分の下に分類・整理したものです。自立活動の内容を六つの区分ごとに3～5項目ずつ順に27の項目について説明しますが、区分ごと又は項目ごとに別々に指導することを意図しているわけではないことに十分留意する必要があります。

1 健康の保持

- ① 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- ② 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- ③ 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
- ④ 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。
- ⑤ 健康状態の維持・改善に関すること。

「1健康の保持」では、生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面から図る観点で内容を示しています。

2 心理的な安定

- ① 情緒の安定に関すること。
- ② 状況の理解と変化への対応に関すること。
- ③ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

「2心理的な安定」では、自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己のよさに気付く観点から内容を示しています。

3 人間関係の形成

- ① 他者とのかかわりの基礎に関すること。
- ② 他者の意図や感情の理解に関すること。
- ③ 自己の理解と行動の調整に関すること。
- ④ 集団への参加の基礎に関すること。

「3人間関係の形成」では、自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う観点から内容を示しています。

4 環境の把握

- ① 保有する感覚の活用に関すること。
- ② 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。
- ③ 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- ④ 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。
- ⑤ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

「4環境の把握」では、感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点から内容を示しています。

5 身体の動き

- ① 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- ② 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- ③ 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- ④ 身体の移動能力に関する事。
- ⑤ 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

「5身体の動き」では、日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする観点から内容を示しています。

6 コミュニケーション

- ① コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- ② 言語の受容と表出に関する事。
- ③ 言語の形成と活用に関する事。
- ④ コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- ⑤ 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

「6コミュニケーション」では、場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする観点から内容を示しています。

Q55 自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて留意することはどのようなことですか

1 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

自立活動の指導における個別の指導計画の作成は、まず、個々の幼児児童生徒の実態把握に基づき、指導すべき課題を整理し、指導目標を明らかにした上で、自立活動の内容の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定します。

個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が児童生徒の障害の状態や発達の段階等を考慮し、指導上最も効果が上がるように考えるべきです。以下に手順の一例を示します。

- ① 個々の児童生徒の実態（障害の状態、発達や経験の程度、生育歴等）を的確に把握する。
- ② 実態把握に基づいて指導すべき課題を抽出し、課題相互の関連を整理する。
- ③ 個々の実態に即した指導目標を明確に設定する。
- ④ 小学部・中学部学習指導要領第7章第2の内容の中から、個々の指導目標を達成するために必要な項目を選定する。
- ⑤ 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を挙げ、それらを分類・整理したものです。自立活動の六つの区分は、実際の指導を行う際の「指導内容のまとめり」を意味しているわけではないので、この点に留意する必要があります。

2 個別の指導計画の作成手順

今回の改訂では、個別の指導計画を作成する上で、「幼児児童生徒の実態の把握」、「指導すべき課題の抽出」、「指導目標（ねらい）の設定」、「具体的な指導内容の設定」までの手続きと手続きの間をつなぐ要点を示すよう改めました。個別の指導計画に基づく指導においては、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）のサイクル（以下「PDCAサイクル」という。）を確立し、適切な指導を進めていくことが極めて重要です。

以下に、その順序に沿って作成手順を説明します。

① 幼児児童生徒の実態把握

個々の幼児児童生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。

② 指導目標（ねらい）の設定

幼児児童生徒の実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討すること。その際、これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら、長期的及び短期的な観点から指導のねらいを設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げる

③ 具体的な指導内容の設定

個別の指導計画の作成においては、個々の幼児児童生徒に長期的及び短期的な観点から指導目標（ねらい）を定め、その達成のために必要な項目を段階的に取り上げることが重要です。自立活動の指導に当たっては、内容の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的な指導内容を設定することとなりますが、その際の配慮事項を示しています。以下に、これらの項目について述べます。

ア 主体的に取り組む指導内容

幼児児童生徒が、興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること。

イ 改善・克服の意欲を喚起する指導内容（小中学部）

児童又は生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。

ウ 発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容

個々の幼児児童生徒が、発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。

エ 自ら環境と関わり合う指導内容（幼）、自ら環境を整える指導内容（小中学部）

幼児が意欲的に感じ取ろうとしたり、気が付いたり、表現したりすることができるような指導内容を取り上げること。また、個々の児童生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げること。

オ 自己選択・自己決定を促す指導内容（小中学部）

個々の児童又は生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。

カ 自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような指導内容（小中学部）

個々の児童又は生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること。

④ 評価

児童生徒の学習状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。

3 他領域・教科等との関連

(1) 幼稚部

自立活動の指導に当たっては、幼稚部教育要領第2章に示されている健康、人間関係、環境、言葉及び表現の五つの領域におけるねらい及び内容と密接な関連を図りながら、一人一人の幼児の指導のねらいに基づいて、自立活動の内容の中から必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付けて、具体的な指導内容を設定するように工夫することが大切です。また、指導内容を段階的に取り上げ、必要に応じて総合的な指導を行ったり、自立活動の内容に重点を置いた指導を行ったりして、計画的、組織的に指導が行われるようにしなければなりません。自立活動の内容に重点を置いた指導は、個別に、あるいはグループごとに自立活動の時間を設けて行ったり、幼稚部における生活の流れの中で意図的に行ったりすることが考えられます。このような場合においても、幼児が興味をもって意欲的に取り組むことのできる具体的な指導内容や環境を設定することが大切です。

(2) 小学部・中学部

自立活動の個別の指導計画の作成に当たっては、小学部・中学部においては、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と自立活動の指導内容との関連を図り、両者が補い合って、効果的な指導が行われるようにすることが大切です。個別の指導計画を作成する際も、自立活動の時間における指導はもとより、学校の教育活動全体を

視野に入れ、効果的に指導が行われるようにする必要があります。

なお、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動にはそれぞれ独自の目標があるので、各教科等における自立活動の指導に当たっては、それらの目標の達成を著しく損なったり、目標から逸脱したりすることのないよう留意しながら、自立活動の具体的な指導内容との関連を図るよう工夫するなど、計画的、組織的に指導が行われるようにする必要があります。

4 指導方法の創意工夫（小学部・中学部）

自立活動の指導の効果を高めるためには、児童生徒が積極的な態度で意欲的な学習活動を展開することが必要です。このためには、個々の児童生徒の実態に応じた具体的な方法を創意工夫することが大切です。この場合、指導方法が、指導目標の達成に有効なものであるよう留意する必要があります。

（１）児童生徒一人一人の実態に応じた指導方法

児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等は多様です。このため、個別の指導計画を立てることが不可欠であると同時に、指導方法も児童生徒一人一人に適したものでなければなりません。したがって、特定の方法をすべての児童生徒に機械的に当てはめるのではなく、個々の児童生徒の実態に適合した方法を創意工夫することが必要となります。

（２）意欲的な活動を促す指導方法

児童生徒の意欲的な活動を促すためには、児童生徒が興味や関心をもって主体的に取り組み、成就感を味わうことのできるような指導方法を工夫することが大切です。この場合、少なくとも、教師からの一方的な働き掛けに終始する方法や画一的な方法にならないよう留意する必要があります。

5 自立活動を主とした指導（小学部・中学部）

「重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。」と総則に示されています。これら児童生徒に対する自立活動を主とした指導計画の作成に当たっては、全人的な発達を促すことをねらいとし、そのために必要な基本的な指導内容を個々の児童生徒の実態に応じて適切に設定する必要があります。この場合、取り上げた指導内容を相互に関連付けて総合的に取り扱い、しかも段階的、系統的な指導が展開できるよう配慮することが、全人的な発達を促す上からも必要です。

また、自立活動の指導の結果を評価する際には、各教科等を自立活動に替えることとなった理由との関連に着目しながら、再度、各教科等の目標及び内容の取扱いについての検証に努めることが大切です。

6 教師の協力体制

自立活動の指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として全教師の協力の下に一人一人の幼児児童生徒について個別の指導計画を作成し、実際の指導に当たることが必要です。

自立活動の指導において中心となる教師は、学校における自立活動の指導の研修全体計画等の作成に際し、担任や専科の教師、養護教諭、栄養教諭等を含めた全教師の要としての役割を果たすことを意味しています。

また、自立活動の指導は、幼児児童生徒の障害の状態によっては、かなり専門的な知識や技能を必要としているので、いずれの学校においても、自立活動の指導の中心となる教師は、それにふさわしい専門性を身に付けておくことが必要です。

なお、複数の障害種別に対応する特別支援学校においては、それぞれの障害種別に対応した専門的な知識や技能を有する教師を学校全体で育成し活用できるようにしたり、それぞれの障害種別に十分な対応ができるように、教師の専門性の向上を図るための研修等を充実させたり、他の特別支援学校との連携協力を図り、必要に応じて、自立活動の指導についての助言を依頼したりすることなども考えられます。

7 専門の医師等との連携強化

自立活動の個別の指導計画の作成や実際の指導に当たっては、専門の医師及びその他の専門家との連携協力を図り、適切な指導ができるようにする必要があります。専門の医師をはじめ、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学や教育学の専門家等外部の各分野の専門家との連携協力をして、必要に応じて、指導・助言を求めたり、連絡を密にしたりすることなどが求められます。

8 個別の教育支援計画等の活用

障害のある幼児児童生徒の場合、就学先や進学先において、対人関係や環境の変化など、新たな学習上又は生活上の困難が生じたり、困難さの状況が変化したりする場合があります。そのため、個別の教育支援計画等により、本人、保護者を含め、専門の医師及びその他の専門家等との連携協力を図り、当該幼児児童生徒についての教育的ニーズや長期的展望に立った指導や支援の方針や方向性等を整理し、学校が自立活動の指導計画の作成に活用していくことが重要です。一方、卒業後、進学先や就労先等において、例えば、生徒の感覚や認知の特性への対応など、自立活動の指導の成果が進路先での支援に生かされるようにするためにも、個別の教育支援計画等を十分活用して情報を引き継ぐことが必要です。

なお、進路先との連携に当たって、個人情報保護に十分留意しながら、連携の意図や引継ぐ内容等について保護者の理解を得ることが大切です。今回の改訂では、自立活動の指導の成果が就学先や進学先等でも生かされるように、個別の教育支援計画等を活用して連携を図ることを新たに示しました。

平成30年度 教育課程編成資料作成委員会
～「カリキュラム・なび！」～

氏 名	学 校 名	職 名
渡 邊 久美子	明星視覚支援学校	教諭
宮 田 恭 子	都城さくら聴覚支援学校	主幹教諭
松 下 伸 弘	みなみのかぜ支援学校	教諭
永 田 賢 吾	清武せいりゅう支援学校	主幹教諭
甲 斐 文 武	赤江まつばら支援学校	主幹教諭
後 藤 哲 也	日南くろしお支援学校	主幹教諭
森 永 英津子	延岡しろやま支援学校	主幹教諭
栗 原 真 輝	みやざき中央支援学校	指導教諭

令和元年度 教育課程編成資料作成委員会
～「カリキュラム・なび！」～

氏 名	学 校 名	職 名
渡 邊 久美子	明星視覚支援学校	教諭
英 隆 史	都城さくら聴覚支援学校	教諭
山 口 弘 高	みやざき中央支援学校	教諭
甲 斐 文 武	赤江まつばら支援学校	主幹教諭
松 下 伸 弘	みなみのかぜ支援学校	主幹教諭
後 藤 哲 也	日南くろしお支援学校	主幹教諭
米 良 航	都城きりしま支援学校	教諭
清 水 陽 子	都城きりしま支援学校小林校	教諭
重黒木 俊朗	日向ひまわり支援学校	主幹教諭
馬 崎 則 行	児湯るびなす支援学校	主幹教諭
木 原 伸 幸	清武せいりゅう支援学校	主幹教諭
南 蘭 幸 二	延岡しろやま支援学校	主幹教諭
佐 藤 知 穂	延岡しろやま支援学校高千穂校	教諭

カリキュラム・なび！

令和2年3月

宮崎県教育庁特別支援教育課

〒880-8502

宮崎市橘通東1丁目9番10号

電話：(0985) 26-7783

